

平成25年第1回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
諸般の報告	6
村長挨拶	7
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
一般質問	10
宗田雅之君	10
星一彌君	28
関根政雄君	45
前田武久君	54
報告第1号の上程、説明、質疑	68
議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、採決	69
議案第3号～議案第10号の上程、説明	71
会議時間の延長について	80
議案第11号～議案第29号の上程、説明	80
議案第30号～議案第34号の上程、説明	84
議案第35号～議案第43号の上程、説明	85
散会の宣告	90

第 2 号 (3月13日)

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 6
出席議員	9 6
欠席議員	9 6
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 7
職務のため出席した者の職氏名	9 7
開議の宣告	9 8
議事日程の報告	9 8
議案第 3 号～議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	9 8
議案第 1 1 号～議案第 2 9 号の質疑、討論、採決	1 0 5
議案第 3 0 号～議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	1 0 9
議案第 3 5 号～議案第 4 3 号の代表質疑、討論、採決	1 1 0
請願について	1 2 3
日程の追加	1 2 5
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
閉会中の継続審査申し出について	1 2 6
閉会の宣告	1 2 7
署名議員	1 2 9

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成25年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成25年3月7日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問
- 日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について
工事請負契約の変更について
提案理由説明・質疑
- 日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
工事請負契約の変更について
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 6 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
平成24年度鮫川村一般会計補正予算(第7号)
提案理由説明・質疑・採決
- 日程第 7 議案第 3号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算(第8号)
提案理由説明
- 日程第 8 議案第 4号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
提案理由説明
- 日程第 9 議案第 5号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明
- 日程第10 議案第 6号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明
- 日程第11 議案第 7号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明
- 日程第12 議案第 8号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第3号)
提案理由説明

- 日程第13 議案第9号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）
提案理由説明
- 日程第14 議案第10号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
提案理由説明
- 日程第15 議案第11号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第16 議案第12号 鮫川村税条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第17 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第18 議案第14号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第19 議案第15号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第20 議案第16号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第21 議案第17号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
提案理由説明
- 日程第22 議案第18号 職員の給与の特例に関する条例
提案理由説明
- 日程第23 議案第19号 鮫川村新型インフルエンザ等対策本部条例
提案理由説明
- 日程第24 議案第20号 鮫川村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
提案理由説明
- 日程第25 議案第21号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例

提案理由説明

- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例

提案理由説明

- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例

提案理由説明

- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 鮫川村村道の構造の技術的基準に関する条例

提案理由説明

- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 鮫川村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例

提案理由説明

- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 鮫川村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例

提案理由説明

- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 鮫川村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例

提案理由説明

- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 鮫川村防災行政無線設置条例

提案理由説明

- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例

提案理由説明

- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

提案理由説明

- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について

提案理由説明

- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 村道路線の認定について

提案理由説明

- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 字の区域の変更について

提案理由説明

- 日程第38 議案第34号 字の区域の変更について
提案理由説明
- 日程第39 議案第35号 平成25年度鮫川村一般会計予算
提案理由説明
- 日程第40 議案第36号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計予算
提案理由説明
- 日程第41 議案第37号 平成25年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
提案理由説明
- 日程第42 議案第38号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
提案理由説明
- 日程第43 議案第39号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
提案理由説明
- 日程第44 議案第40号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計予算
提案理由説明
- 日程第45 議案第41号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計予算
提案理由説明
- 日程第46 議案第42号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
提案理由説明
- 日程第47 議案第43号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
提案理由説明
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君

13番 前田三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂勝弘君	副村長	白坂利幸君
教育長	奥貫洋君	総務課長	芳賀亨君
企画調整課長	石井哲君	住民福祉課長	鈴木真理子君
農林課長	佐藤文夫君	地域整備課長	近藤保弘君
教育課長	北條利雄君	農事委員	増谷隆夫君
代査委員	齋藤實君	農事局長	増谷隆夫君
		会管理室長	須藤健君
		出納室長	

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本郷秀季	書記	渡邊敬
------	------	----	-----

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成25年第1回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季） 諸般の報告をいたします。

議案第1号から議案第43号までの43議案及び報告第1号1件が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

受理しました請願は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本議会に、村長、教育委員会教育長、代表監査委員及び農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣、出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。1月28日、東西白河地方町村議会議員研修会のため議員11名を中島村に、2月14日、東白川地方町村議会議員研修会のため議員10名を埴町に派遣いたしました。

出張関係であります。12月26日、東白川地方町村議会議長会正副議長会議のため議長及び副議長が棚倉町に、1月8日、年始知事懇談会のため議長が福島市に、1月18日、東西白河地方町村議会議長会議のため議長が泉崎村に、2月25日から26日、福島県町村議会議長会

平成24年度第2回定期総会のため議長が福島市に、2月27日、平成25年第1回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため星一彌議員及び前田武久議員が白河市に、同じく2月27日、東白川郡森林組合第46回通常総代会のため議長が埴町に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回鮫川村議会定例会を開催いたしましたところ、議員全員の皆様方のご出席をいただきましてご審議をいただきますこと、厚く御礼を申し上げます。また、皆様方には先月28日の堆肥センターの開所式、そして3月1日の修明高校鮫川校卒業式にご臨席ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございました。

堆肥センターは、化学肥料や農薬の使用を極力抑えて安心・安全な農作物をつくるという、これからの本村農業にとりましては大変重要な役割を担っていただく基幹施設であります。しかし、今後、原発事故によって厳しい運営を余儀なくされますが、原材料、製品ともに放射線量の検査を徹底し、安全なものを提供し、本村農産物のブランドづくりを推進してまいるところであります。

次に、平成23年度と24年度の2年間、入学者が定員の2分の1以下の状態が続き、3年続きますと廃校に至ってしまうというおそれがありました修明高校鮫川校の25年度の状況であります。最終的には14日の発表を待たなければなりません。1期選抜による合格内定者を含めまして入学志望者数は、2分の1を大きく超える32名の皆さんの応募があったようあります。

きょうは同窓会長の蛭田さんがお見えになっておりますが、大変ご苦労さまでございました。ご尽力をいただきました関係者の皆様方には厚く御礼を申し上げるところであります。

去る1月22日から2月9日まで実施されました原発事故による内部被曝についての検査、ホール・ボディー・カウンターの検査結果についてであります。対象者の4歳から18歳までと、妊産婦489人中、419名のホール・ボディー・カウンターの受検者がおりましたが、受

検率は85.7%で、全員が異常なしということでありましたので、ご報告するところであります。

放射性物質減容化のための仮設の焼却炉についてであります。なかなか周辺の方々の理解を得られずに現在工事を中断しているところであります。説明会には環境省やJAEAなどからおいでをいただき、仮設焼却システムや安全環境対策、特にこれまでの焼却施設での数多くの排ガス測定の結果において放射性セシウムは検出されておらず、全てのデータは濃度限度を大きく下回っている状況が報告されましたが、なかなか地区の皆さん方の理解は得られず、大変苦しい状況であります。

事故当時、屋外にあった稲わらや堆肥、堆肥の原料となる木の葉、今後住宅周辺を除染することによって出てきます草木等を減容化して仮置きし、中間貯蔵施設ができればそちらに搬出する、そして風評被害を少しでも早く払拭して福島県の復興を果たしていくことが、私は何よりも大事なことだと思います。今後も、丁寧な説明を開催するなど十分に理解を得られるよう努力してまいるところでありますので、皆様方も折りにつけご助言、ご指導をいただければと思います。

さて、今定例会でご審議をいただく議案についてであります。平成25年度会計予算が一般会計と8つの特別会計を合わせまして9議案、平成24年度の予算補正に係る議案が鮫川村一般会計補正予算（第8号）と7つの特別会計の補正予算の8議案、条例関係が10議案、そしてその他の議案が8議案、合わせまして44の議案であります。

昨年の暮れに、総選挙で自民党が圧勝して安倍政権が誕生しました。新政権は円安誘導を強力に推進し、国際競争力を失っていた輸出産業は息を吹き返して株価が上昇していますが、反面、輸入品の値上がりで石油製品や小麦、大豆等が高騰し、国民生活に影響が出始めております。本県においては、震災の復興需要で建設業を中心に活気が見られるところですが、原発事故による放射能の除染作業は進まず、風評被害は一向におさまりません。

このような状況下にあって、福島県の財政状況も、そして国の財政も大変厳しい中での村の予算編成でありましたが、念願の堆肥センターの開始など、第3次鮫川村振興計画のまめな暮らしを生かした村づくり、人の集まる活気のある村づくり、そしてみんなが安心して暮らせる村づくりの実現を目指しました施策の推進とともに、東日本大震災からの復興対策、原発事故による放射能対策を優先施策として進めてまいるところであります。

一般会計につきましては、前年度と比較しまして4.5%、1億2,500万円増の29億1,800万円、特別会計が8会計を合わせまして12億8,312万1,000円で、前年度と比較しまして2,493

万1,000円、1.9%の減となり、一般会計と特別会計を合わせました総予算は42億112万1,000円となります。前年度と比較しまして額にして1億6万9,000円、率にして2.4%の増額予算となりました。

新年度の主要事業につきましては過日の全員協議会で説明いたしましたので割愛をさせていただきますが、それらの財源につきましては、村税収入のうち法人・個人の村民税は前年度比14%増の1億432万円を見込みました。地方交付税交付金につきましては前年度比3.3%減の14億47万9,000円と見込み、臨時財政対策債は前年度と比較しまして76.1%増の7,613万円、その他の村債につきましては前年度比1億60万円、51.8%の減、9,370万円としたところであります。臨時財政対策債の7,613万円がふえている要因であります。平成15年度に借り入れしたものを平成26年3月に残金7,613万円を償還し、借り入れし直して利率を見直しするという約定が入っているためのものであります。

これらの財源調整を図るために、財政調整基金から1億1,800万円、東日本大震災復興基金から9,503万8,000円、教育施設整備基金から2,440万円など、合わせまして2億4,950万1,000円の繰入金を計上し、予算編成をしたところであります。

ご提案しました議案につきましては十分ご審議いただき原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

2番 宗 田 雅 之 君 及び

3番 前 田 雅 秀 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり議会運営委員会が開かれております。

その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

[8 番 関根政雄君 登壇]

○ 8 番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告申し上げます。

去る 2 月 28 日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については本日から 3 月 13 日までの 7 日間とし、日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期はただいまの議会運営委員長報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり本日から 3 月 13 日までの 7 日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第 3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2 番、宗田雅之君。

[2 番 宗田雅之君 登壇]

○ 2 番（宗田雅之君） 本定例会において 3 点について村の考えをお伺いいたします。

まず 1 点目、地域対策についてお伺いいたします。

日本世論調査会の地域再生に関する調査によれば、人口減少、高齢化、経済雇用の悪化に伴い、住んでいる地域の将来に不安を感じている人が 63% に達するという結果が出ております。年々、村でも高齢化、後継者不足や利便性を求めての移転に伴い空洞化が進み、地域社会が立ち行かなくなるのではと危惧されます。また、毎年人口が減少していく地域の中で不

安を抱いて生活をしている人も少なくないのではないのでしょうか。

これらの現状をいかに打破し、地域再生イメージ、方向性を描き一日も早い対策と行動が必要と考え、次の点についてお伺いいたします。

1つ目、定住化を図るためには雇用の場が必要と考えますが、今後の方向性と対策は。

2つ目、高齢化が進み施設入居が難しい中での介護対策は。

3つ目、高齢化、後継者不足による耕作放棄地の対策は。

4つ目、町なかのにぎやかさを取り戻すために居住環境を整備し、若者が暮らしやすい空間づくりも大切かと思いますが、その考えは。

以上、お伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の質問、地域対策についての質問にお答え申し上げます。

まず、質問中の第1番目の雇用の場の今後の方向性と対策についてにお答え申し上げます。

本村において雇用の創出と若者の定住はかねてよりの課題であります。依然、企業の立地条件の上位を占めております交通アクセスのよさなどの理由により、新たな企業誘致は難しい状況にあります。最近の就労状況につきましては、昨年、福島県が経済産業省の補助制度を活用して創出しましたふくしま産業復興企業立地補助金に中井住宅木販株式会社が大塩工場の事業規模拡大のため申請しまして、5月に県の指定を受けております。約4億4,000万円の事業規模での拡張工事ではありますが、その3分の2の補助を受けることが決定しております。この補助金は、交付の要件として、投資額1億円以上10億円未満の場合、5名以上の新規地元雇用が条件となっておりますので、これらにより多少なりとも地元雇用の改善が図られるのではないかと考えられます。

また、過去の答弁の中でも申し上げておりますが、村では県南の市町村、県商工会商工労働部、県商工会連合会、金融機関、福島大学などにより構成されております県南地域産業活性化協議会にも参加し、県南地域一体となって企業誘致の働きかけや人材育成、技術支援に取り組む、企業の誘致が図られるよう努力しているところであります。

さらに、震災後は、県と県内59市町村が共同申請し昨年4月に国の認定を受けました、ふくしま産業復興投資促進特区により大震災からの復旧・復興を図るため、ふくしま産業復興

企業立地補助金と復興特区の優遇措置をあわせて活用することにより、製造業等の企業の新たな増設を促進し、雇用の場の創出を目指す取り組みも行われております。

本村の場合、立地的に東北自動車道と常磐自動車道の中間に位置しておりますが、そこまでの輸送の便が図られるよう、基幹道路の整備につきましても常に国・県に要望し条件の整備を行っているところでありますので、ご理解をお願いするところであります。

次に、2番目の高齢化が進み施設入居が難しい中での介護対策はとのご質問にお答え申し上げます。

介護事業は、介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は国・県・市町村の公費で50%、65歳以上の第1号被保険者の保険料で21%、医療保険に加入している40歳から65歳までの第2号被保険者の保険料で29%が賄われています。

村では、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に沿って3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされていますので、平成24年3月に、24年度から26年度までの3年間について、第5期鮫川村介護保険事業計画、まめな暮らしが育む高齢者元気プランを第6期鮫川村高齢者福祉計画と一体的に策定しております。

その計画では、平成26年度には総人口3,870人、高齢者人口1,218人、高齢化率が31.5%と推計しております。高齢化率は高くなりますが、高齢者人口は逡減すると予測しております。しかし、要介護認定者数は236人に増加するものとし、介護保険サービス等給付の見込み額を算出しまして要介護保険料の算定をしたところであります。

25年2月現在では、総人口3,974人、高齢者人口1,214人、高齢化率30.5%、要介護等認定者数212人と、総人口、高齢者人口とも減少しているものの要介護等認定者は横ばいの状態になっております。また、要介護等認定者212人のうち要介護3から要介護5までの高齢者は99人となり、そのうち施設入所者はおおよそ71人でありますので、残りは在宅もしくは入院等であると考えます。

施設入所を希望されても満床のため入所できない方がおられるのが現状であります。中には、できる限り家族で介護したいという思いの方もおります。村社会福祉協議会で運営しております鮫川村介護事業所「ひだまり荘」では、施設入所が困難な方のために短期入所生活介護、通所介護、訪問介護のサービスをできる限り提供するようケアプランを作成し、介護者の要望に応じているところであります。

平成26年度には平成27年度から29年度までの第6期介護保険事業計画を策定しますので、

国・県の動向や郡内周辺市町村の施設整備の状況などを勘案し、介護保険事業費や被保険者負担の介護保険料への影響を最小限にとどめる施策、非介護者の減少に向け、高齢者が介護が必要になっても住みなれた地域や住まいで尊厳ある充実した生活を送ることができるよう、質の高い保健・医療・福祉サービスの確保のために検討を進めたいと考えております。

次に、地域対策についての3番目の質問ですね、高齢化、後継者不足による耕作放棄地の対策についてです。

農家の高齢化、後継者不足による耕作放棄などの問題は全国的な課題であります。こうしたことから、村でも、中山間地等直接支払い制度の推進や戸別所得補償制度の推進などを通じまして対策を講じております。農家からも将来の不安が寄せられております。以前から、村ではこうした問題に対処するため、農業委員会、農林課が窓口となって農家の相談に応じたり現地の確認などをしております。ちなみに、ことしの中山間地等直接支払い制度は村全体で1億500万円でありました。戸別所得補償では1億5,000万円、合わせまして2億5,500万円がこういった中山間地での農業に国の支援を受けているところであります。

国・県では、耕作放棄地を再生する取り組みや、これに附帯する施設等の整備や農業体験施設、販路開拓などの新たな経営展開を実現する地域の取り組みを総合的、包括的に支援する耕作放棄地再生利用緊急対策事業を実施しています。こうした制度によって、農地の再生作業や土壌改良、営農の定着、農業施設などの補完整備、農業経営展開の指導などの支援が受けられますので、ご利用いただくよう進めていきたいと考えています。

国では、こうした事業を展開するため人・農地プランの推進にも力を入れております。村でも、農家の意見や状況を把握するために、平成25年度、国の支援を得ながら農家のアンケートや座談会などを計画し、本村農業環境の維持・保全、後継者対策などに役立てていきたいと考えているところであります。

次に、第4番目の若者が暮らしやすい空間づくりについてのご質問であります。さきの議員全員協議会の際にも一部ご説明いたしましたが、現在、村で改築工事を進めております図書館の隣の空き店舗を活用して、集落コンビニとコミュニティー施設を兼ね合わせたような店舗の設置に向けた計画を進めているところであります。これは、村の中心部の活性化を図り、人が集まる明るくにぎやかな空間を創造していくものであります。この計画の基本となるものは、以前から住民の方々から要望がありました、子供たちを安全に遊ばせることができる公園ということから事業を進めております舘山公園の整備であります。

これは自立する村のシンボルで、四季の花が咲く美しい公園をイメージし、それに中世の

山城の史跡としての活用をあわせ持つ公園であります。この館山を中心に新宿、道少田から広畑地区までを一つのゾーンとして、村民の方々はもちろん他町村からの来村者も含め、この公園を中心に人の流れができるような人の回遊性を旨とした構想の中から計画されたものであります。

この計画の実現のため、まず居住者の居住環境の整備と商業環境の向上、自立を一体的に促進し、移住者、商業者等の方々の参画により地域コミュニティーの形成を目指すものであります。まずは中心部を明るくにぎやかな場所にし、若い人たちも含め多くの村民の方々が訪れるような環境を整備していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いするところであります。

以上でご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今の問題に対して再質問をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、企業の誘致の件についてお伺いします。

情報化時代、グローバル化の現在においては、なかなか一町一村で企業を誘致することは困難であると思っております。それだからこそ、やっぱり福島県、国に働きかけて広域連携での企業誘致なども視野に入れて活動したほうがいいのかなと私は思います。

あと、今、村でやっています指定管理者制度によって各施設を運営、公設民営ではなくて公設委託ですか、そういう運営をしていると思っておりますが、運営の仕方によっては雇用の場がまだまだふえるのではないかなと私は思っております。その運営の基本となるのは、私も前から言っているとおり人なんですよね。人をどういうふうにか動かすかによって雇用も拡大していくし、そして公設民営化から民営化に移動していく、それもやっぱり人間、人なんです。そういう施策をとっていくことによって雇用の場が生まれる。どうしてもこういう地方には会社来ない、企業誘致ももちろんできないし、雇用の場がない状態においてはそういう手法も一つの方法だと私は思っております。そういう手法について村長のお考えを再度お伺いいたします。

あと、2点目に高齢化の問題で、高齢者が元気に住み続けられる村づくりは今や全国的に緊急の課題ではないかと思っております。ましてや村でも中高年男性の単身世帯や高齢世帯の増加は、なかなか遠隔地介護や老老介護では難しい時代に入ってくるのではないかなと思っております。そしてまた、国でも財政難の折から、今、施設介護から在宅介護に切りかえてくるのではないかという話が聞き漏れてきます。こういうときに本当に地域が、今は部落

になっておりますけれども、ばらばらになっているような地域では介護でも何でも大変だし、前にもお話があったと思うんですけれども、雪対策なんかも高齢者の生活環境を整えてやるということはなかなか難しいような気がしております。そのためにも、それらの問題の対策として中心地の集合住宅なども視野に入れて検討する、それによって介護施設やもろもろのインフラ整備にもつながってくるのではないかと、そういう考えについて2点目にお伺いしたい。

あと、3点目に耕作放棄地、これは、現在でもどんどんどんどん高齢者が多くなって、村の河川清掃、道路愛護も本当に厳しくなっている現在において、耕作放棄地は近々に迫った問題ではないかと思っております。そのためにも、私は村で、今財政難で大変な折ではありますが、ある程度の人数を臨時で雇って、年間を通してそれらの耕作放棄地、道路愛護の対策も打っていく時代に来ているのではないかと私は思っております。その点について3点目にお伺いします。

あと、町なか対策ですが、私もこれは何回も村の話を聞いているからわかっているつもりです。最近、商工会を中心にして、すばらしい空洞化対策のプランが出てきております。ただ、このプランも人それぞれ捉え方があると思います。ただ、私が思うには、あのプランは高齢者をそこで見守るといっただけのものなのかな、いやまた別な面があるのかなと。それはまだこれからを見なきゃわからないですけれども、それだけにおさめないで、今後その高齢者を使って、空洞化対策ではないですけれども、町なかをにぎやかにする施策、例えば館山、今、花がだんだん咲いてきて景観がよくなってくると思いますので、あわせてその周辺に温室とか、何かをつくって、そこで花卉栽培、それに伴って高齢者、若者の元気づくりにつなげていったらいいのではないかなと。

あとは、今、鹿角平でポールを使ったノルディックウォーキングをやっておりますけれども、これももし館山の一部を使ってそういうものができれば、わざわざ年配の方が鹿角平まで行かなくても館山を利用して、ある程度そういう運動もできる、健康になる、それによって財政的にも少しはゆとりが出るのかなと、そういうことをもろもろ考えておりますので、その点について再度、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の再質問であります。

まず、地域対策の再質問であります。議員お話のとおり、この県南地域の町村で一緒になって話し合いをしよう、そして企業誘致をしようということで県南地域産業活性化協議会

というのを立ち上げました。この中で企業誘致等の活動をしているんですが、なかなか今の経済状況を考えますと鮫川村まで上ってくるような産業はないというのが現実であります。

こうしたときに、皆さんが鮫川村から10キロ、20キロを通うには道路条件さえきちっと整備してやれば、若い人たちはかえって村内で働くよりは10キロ、20キロ出かけたほうが楽しいのかなと、そういう思いもあります。そういうことで、しっかり道路の整備を今中心に行っているところであります。あわせて、鮫川村でなければできないような産業ができれば早い時期に見つかればいいなと思っているところでありますので、ご協力をお願いしたいところであります。

次に、在宅介護、高齢者社会になりますとこういった施設に入りたくても入れない皆さんが多いわけで、今、待機者も20人ほどいるという話であります。ご家庭では皆さん今、共稼ぎで収入を得ている、そういった家庭のためにはこういった施設に入らなければならないということで困っている人も多いわけですが、村ではいろいろな計画を立てております。優良賃貸住宅も今話されましたが、高齢者の集合住宅でなく優良賃貸住宅、あるいはショートで入っておりますひだまり荘、そういった施設を利用してもらって、ショートのほうは冬の間、ひとり暮らしの高齢者が容易でないということで、今7人ほど入るような施設になっています。優良賃貸住宅のほうは8戸です。これらをもうちよっと戸数をふやしたらどうかという相談は、ひだまり荘の運営協議会のほうに話をして今検討しているところであります。

こういったところで、高齢者の皆さんが安心して鮫川村で年を重ねることができる、こういった環境はぜひ皆さんの力で、不安を与えない事業運営をしていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。集合住宅でなく高齢者の優良賃貸住宅で今検討させていただいているところであります。

次は、耕作放棄地の発生に村の支援はどうだということですが、今、議員ご承知かと思いますが、あの中山間地の直接支払い制度はすばらしく耕作放棄地の防止になると思います。1つの集落ですと西山ですと、西山二区は700万ほどこの事業で、1億500万と先ほど申し上げましたが、1億500万の資金は、国が2分の1で、県が4分の1、あと鮫川村が4分の1ということで25%の村の負担にはなっております。村の一般会計の持ち出しが大体3,000万近くなっておりますが、この事業が福島県でトップだと思います。福島県全体でも恐らく20億ぐらゐの事業であります。鮫川村一村が1億500万を超える事業になっている。これはそれだけ厳しい中山間地の農業が強いられているというふうにも言いかえられることですが、こういった事業の取り組みが大変この耕作放棄地あるいは担い手不足の集落の助けになって

おります。

この事業にしっかりと取り組むことが必要ではないかと、こういったことで農林課のほうにも、事業の方たちは汗を流すのは簡単なんですね。ですが、事務的に容易でない。写真とか領収書、そういったことで事務的に容易でないという集落があるみたいです。こういったときに支援をしながらこの事業を続けていきたいと思っております。

また、農家の皆さんが意欲的な農業をするにはということで、政権交代がありまして、ことし、農業者別の戸別所得補償が支援事業に加わりました。この事業に鮫川村は大変積極的に取り組みまして、転作奨励金と米の定額補填分を合わせまして1億5,000万です。ですから、こういった事業にしっかりと気を配れば耕作放棄地を防ぐことができるのではないかと。もちろん耕作放棄地には補填はできます。そういったことで、今、大豆とかエゴマにまで、畑作物にまで経営の補填が得られるようになりましたから、この辺をじっくりと取り入れて村の農業振興を図っていきたいと思いますので、私は、まだ村からの支援を必要とするような状況ではないと思っております。まだまだ農家の人には、そういった中山間地等のあの共同作業の意欲的な姿が見られる村だと思っております。この辺の事業をしっかりと支えながら取り組んでまいりたいと思います。

あと、最後の質問であります、まちづくりで議員がちょっと勘違いしているのは、お年寄りが集まったお茶飲み場をつくと、そういったお話ですが、私は決してそういうことを考えていません。これは片隅を利用して、そういったコミュニティーの場はこたつなどが必要であろうと思います。こういったサロンのような利用も一部ありますが、私は、あの空き店舗は百貨店を目指しております。何でもあそこのお店に行くと買えるよと。年寄りが歩いて日用雑貨品を買えるような店で、そこで働いているのは独身女性ばかりだと。鮫川村は大変嫁不足で困っております。四、五人の女性の若い未婚の皆さんに働いてもらって、できればあそこで移動販売というんですか、こんな事業まで展開したいなど。

今、高齢化社会になりますと買い物弱者が大変ふえております。80歳でひとり暮らしのばあちゃんがございます。なかなか買い物に出られません。そういうときに訪問販売あるいは移動販売車で訪れて、週1回、そういった皆さんの日用雑貨品の供給をしていく、こういった事業が展開できればいいなと思って、今、職員に移動販売車の取り入れなどもこの店を中心に考えてはどうかという提案をしているところであります。

こういったところで、新宿、道少田地内は、今から30年ほど前ですと、ほとんどがあの商店街が商工会の加入者の住宅であったわけです。20軒を超える店屋さんがありました。お菓

子屋さんから魚屋さん、鍛冶屋さん、げた屋さん、バイク屋さんもあったよね。そういったところで、二十数軒の店が今、五、六軒ですよ。買い物をするには大変不都合な生活を強いられているわけですが、この辺を田舎の百貨店のような、何でもあるようなお店屋さんを村の支援で、二、三年は村の支援が恐らく必要ではないかと思います。二、三年支援して経営が上手になったときに、要するに公設民営です。3年後、4年後には余り村の負担にならないような事業所になってくれればいいな、そして雇用の場の創出もできるのではないかと、そういう思いで、ただ支配人は若い女性では無理だと思います。支配人は年のいった皆さんでもいいのではないかと。若干支配人は年いった皆さん、あと働いてくださるのは独身の女性、四、五人に働いてもらいたいなど、そういう構想で今、職員には指示をしております。

ですから、あそこはコミュニティーサロンだけの考えは毛頭ございません。

以上で再質問の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） ありがとうございます。けども、4番目のことを今、村長は答えたんですけれども、あそこにサロンということは私は言っていなかったような気がします。要は、館山周辺にそういうお店だとか何かをつくって高齢者なんか働いていただいて、それをまた販売することによって意欲が湧く、そういう施設づくり、あとは健康の面でノルディックウォーキング、そういうのも少し考えたほうがいいのかなという提案はいたしました。確かに、町なかはいろいろなこれから検討課題があるし、どんどん空洞化して、中のほうばかりでなくて、広畑近辺もここ5年、10年で半減するんじゃないかなという感じはいたしております。そういう対策が緊急の課題ではないかなと思っております。

それと、定住化対策では全国で大分推進して、定住化が確保できている長野県の下條村というところがあると思います。人口的には4,000人、鮫川村と大した差はないですね。あとは北海道の伊達市というところが高齢者がどんどん集まってきているらしいです。これらの対策を見てみると、人口増減図を使って年代別の人口の推移なんかをとって定住化を図っているということを聞いております。5年ごとの人口の増減を調べることによって、どういう原因で出ていくのか、どういうところに魅力があって鮫川村に現在住んでいるのか、そういうのを調べていくことによって定住化を図っていくという施策をとっている村や市があります。そういう施策というか、そういうデータというのは村のほうであるのでしょうか。

もう一つ、今、生産年齢人口、年少人口、あとは高齢人口の割合はどの程度になっているのか、それももし今提出できないのならば後でも提出していただきたいと思っております。

それらの点について村長に再度ご答弁をお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の質問のまず館山公園関係、道少田、新宿地内関係の整備は、そういった健康ロードとか高齢者が安心して楽に歩けるような歩道計画も今計画中であります。ノルディックというのはつえを2本ついて歩くんですね。足腰の負担を楽にする歩き方だそうです、ことしは鹿角平の公園に30基ほどセットを準備させていただきました。もちろん、そういった希望があれば館山公園付近にも備えていきたいと思えます。

今ですが、村の少子化率が11.8%、あと生産人口が58%、高齢化率が30.2%です。特に富田地区は鮫川村で一番高いところなんです、40%を超しているんですね。とても大変な地区で、一番は富田地区は嫁さんがいないんですね。40歳の独身者がたくさんいる。こういったことで、先日も富田地区の老人クラブの総会に行ってきました。じいちゃん、ばあちゃん方が余り孫を大事にするから悪いんだ、孫をぶん投げておくと、ひとりで生活できなくなると、お洗濯をできなくなると嫁さんが必要になるんじゃないの、余りかわいがり過ぎるから嫁がいないんだよと、そういうお話をしてきました。ばあちゃん、じいちゃんが本気になるよとたちまち嫁見つかるからと。高齢化率が一番高い、けども、あそこは元気な集落なんです。元気な年寄りが多い。家族のつき合いがいいのかね、介護率が一番低い集落なんです。

そういったことで、雅之議員が言っていることで一番大事なのは、新宿地内の商店街の活性化だと思います。この辺、商工会と連携しながら、また一般の人の参加をいただきながら、私は、若い人の力でもう一回にぎやかさを取り戻したい、商業地の活性化を見ていきたいという思いでありますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 本当にこの定住化対策は重要な問題であります。こういう人口増減図をとっていくことによって、定住化ばかりでなくて将来的な新しい公共施設の必要性、それとインフラ整備の必要性、利便性、そういうのも全部見えてくるらしいですから、再生的にも相当参考になる対策事業じゃないかと私は思っておりますので、その点をお願いして、次に移ります。

2番目の除染と風評対策についてお伺ひいたします。

福島県の産物に対する購買基準は、国の基準よりも消費者の判断に委ねられているのではないのでしょうか。これらのことから、村の主力産業である農業の振興を考えると、消費者社会の動向を見ない限り、将来にわたり風評被害は決して絶えることはないと思えます。村

としても農業の振興を図っていく上で消費者の動向を踏まえ対処していくことが大変重要かと思っておりますが、村長の考えをお伺いいたします。

また、村長は、住民の将来の健康と以前のクリーンな環境に一日も早く戻りたいとの考えのもと、環境省による焼却炉実証実験を計画いたしました。この計画に対し周辺地域や地元若者に反対や慎重論の声が高まってきていると思っております。今後このような声に対してどのように対処していくのか村長のご所見をお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の2つ目の除染と風評対策についての質問にお答え申し上げます。

本村農業振興のための消費者社会の動向調査についてであります。議員ご質問のとおり、風評被害はもとより最近の消費者ニーズは大きく変化しており、単に農作物などを販売するだけでは生産拡大、所得向上にはつながっていきません。

東京にあるふくしま市場に本村の品物を送っておりますが、店長の話をお聞きすると、鮫川村の「ふくいぶき」という名前は定着してきているが、そのほかに何か消費者を引きつける製品をぜひ考えてほしい、少量でもよいものを継続して出してほしいと。店としても幾重にもチェックしながら信頼できる製品をPR・販売していくので、ふくしま市場の消費者の信頼は厚いものと考えている、放射能による風評被害での若干の減収はあったものの、ふくしま市場では騒がれるほどではなかったと話されておりました。震災で得たものとして、福島生産者の協力で食のライフラインをしっかりと続けてきたことが信頼につながったものと力説をしていました。

生産者も消費地に出向くことも大切で、単に販売者に任せっきりでは長続きしないことも知っておくことが必要であると思っております。「手・まめ・館」では、昨年初めて職員全員に近隣の直売所で交代で研修してもらい、反省点や実践可能なものなどを検討させております。また、月例検討会も行って意識の向上につなげております。これからも、消費者の動向を知るため、職員の研修、生産者の研修もあわせて続けていきたいと思っております。

次に、2点目の仮設焼却炉に反対する意見への対応についてであります。東京電力福島第一原発事故により放射性物質が広範囲に拡散したため、健康不安や農作物への風評被害により多くの村民が不安な日々を過ごしております。不安解消や風評被害の払拭には除染が必

要と考えております。住宅の除染作業で発生する草木類や既に汚染して保管されています稲わら、堆肥、牧草サイレージ、落ち葉などを焼却して減容化する仮設焼却炉を、環境省が事業主体で設置工事を進めておりますが、焼却実証事業に対しまして、埴町的那倉地区の皆さん、いわき市の田人地区、北茨城市の小川地区の一部の住民の皆さんが反対運動を始めました。その影響を受けて、青生野地区の若者を中心とした地域住民から仮設焼却炉の安全性について疑問視する声が寄せられています。

施設建設の一時停止を求める要望書が、土地所有者9名、周辺住民の皆さん4名、青生野小学校保護者の皆さん11名から提出されています。さらに、仮設焼却炉の白紙撤回を求める署名が地元住民28世帯82名から提出されております。

村では、2月23日午後6時から青生野集落センターで、青生野地区民を対象に説明会を開催させていただきました。青生野区民の59世帯77名の皆さんが出席しました。説明会においては、放射線の健康影響についてを日本原子力研究機構の皆さんが説明、放射性物質により汚染された廃棄物の処理についてと仮設焼却炉の安全性については環境省が説明をいたしました。

挨拶と説明は1時間程度で終わりました。その後、質疑応答に入りまして、主な質問は、焼却施設は子供に影響がある、何かあったでは遅い、工事が着工してからの説明会では順番が違う、風評被害が出たら誰が責任をとるのか、事故に備えた緊急対応マニュアルが作成されていないのではないかなどで、そのほかに放射性物質の拡散に対する不安や風評被害についての質問が多く出されました。

質問に対しまして、環境省の山本課長さん、青生野の堀川区長さんと私も含めて、質疑応答に2時間30分余りを要して丁寧に説明をさせていただきましたが、皆様の十分な理解を得ることができませんでした。

今後は、質問にもありました事故に備えた緊急対応マニュアルについてと村が独自に設置しました仮設焼却炉監視委員会の活動内容について、さらに仮設焼却炉の安全性について丁寧に説明して、仮設焼却炉実証事業について理解を得ることにしています。次回の青生野地区住民説明会を3月14日6時30分から予定しておりますので、皆様方のご協力もあわせてお願いしたいと思います。

以上で宗田議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 本当に今は大変な時代ですね。まず風評対策なんですけれども、この

風評というのは、県外から見れば福島県はみんな一つですよ。その対策は、やっぱり国が何ぼ安全ですよと言っても、消費者の受け取り方は福島県のものには危ない、そういうことなんです。だから、その対策として何が必要なのかと私はいろいろ考えたところがあります。

そこで、私、一つの提案です。やっぱり物は人の思い、思い込み、その後は熱ですね、熱意、それによって物は買ってくれると思います。確かに福島県のものとは県外のものがあるれば、どちらを選ぶとなれば、消費者からすれば右か左かとなれば右、左ということになると思います。でも、その売り方、熱意によってはまだまだ売れるところがあるんじゃないかな、そのためにはどういうふうにしたほうがいいのかと思ったときに、一番考えられるのはやっぱり売る人なんです。だから、そういう人づくりをきちんとやって風評被害に対応できるような対策を練るということがまず大事ではないかな、これが今できる最善の策ではないかなと私は思っております。

あと、2つ目の焼却炉実証実験ですね。私ら議員は環境省を信用して焼却炉には賛同いたしました。ただ、賛同してもやっぱりきちんとした事後対策を練っていくべきだと思っていて、私、個人的には慎重論で覚書、第三者機関に委託しろということでやってきておりました。それは私らは放射能に対しては、ずぶの素人でございます。放射能が危ないか、どのくらいが安全なのか、こんなのは本当にわからないものです。

ただ、私が一番恐れるのは、この焼却炉、放射能によって地域のコミュニティーが崩壊していく。例えば隣近所、親子、夫婦、これらがばらばらになったでは、中野の集会で私も23日、実際のところ自分らは賛成してはいるんですけども、若い人らのご意見も聞きたいというような思いで中野には参加しました。そこで、ある若い子が言った言葉で物すごく私の頭の中にインプットされているのは、本当に除染して地域がきれいになりました、ただその地域に住む人がいなくなったらどうなんだろうという質問がございました。まさに国破れて山河ありという言葉どおり、本当に除染によってクリーンになったんだけど、地域がいろいろな諸問題で崩壊したときに本当にこれがベストな方法なのか、本当に私も思いを突きつけられたような気がいたしました。

そこで、私は一番はそういう若者の意見、今一生懸命、村長、頭痛くして説明に当たっていると思いますけれども、やっぱりそれらの意見を真摯に受けとめて、いま少し若者と膝を交えて、もうできる範囲説明して、集約という言葉がありますが、多くの意見を聞き、一つの意見にまとめる集約、合意形成です。この間NHKのテレビで、特番だったですかね、やっていたんですけども、合意かスピードかという問題で仙台を含めて東北のそういう諸問

題について外人の方名前ちょっと忘れたんですけども、そういうことをやっていたと思いますが、最終的な結論は合意形成です。いろいろな意見を聞いて集約し、そしてその集約された意見を1つのもとでそれを検討し、そして進める、これが一番地域のコミュニティーを守る、村の先ほども言ったように定住化を守ることだと私は思っております。

生活の糧である家畜を守るのも私は本当にこれ大事なことだと思います。けども、家畜は人が育てるものでございます。人なくして家畜はいないと思っております。だから、やっぱり人の意見、若者の不安と真摯に向き合って、その打開策を、なかなか難しい問題でありますから10人がいれば10人ともみんなご意見が違うと思っております。学者でも10人いれば10人とも見識が放射能に関しては違うと思っております。これらのことを考えるときに、いまして時間をいただいて、私は反対ではないです。除染はどこかではやらなきゃ、これは絶対進まないです。クリーンにならないです。放射能は煮ても焼いてもなくなりません。だからこれは必要です。けども、地域を崩壊させては何のための除染だか、それはわからないです。だから、そのためにもいまして時間をとって十分検討していただければと私個人的には思っております。

以上の点について村長のご意見をお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 宗田議員の2つ目の再質問であります。

まず最初に、除染と風評対策、物を売るのには人材の養成だというお話ですが、私は、人材はしっかりと養成しているつもりであります。「手・まめ・館」の職員は全て農家の事情をよく知っていますし、汗をかいている人たちであります。ですから、自信を持ってあの人たちに販売をお願いするしかないかと思っています。ですから、その人材の養成にはしっかりと常々心して、他店への研修あるいは作物の研修、あるいは料理のレシピ等の説明とか、そういったお勉強会は開いているつもりであります。その辺、お答えをしておきます。

ただ、今、福島県は例えば米は全袋検査です。出している食品も全部線量検査を受けております。絶対安全なものです。ですが、安全と安心は違うんです。私は安全イコール安心と思つたらば、それは違うと。全袋、全商品、線量検査をしてあるのかかわらず、先ほど議員のが話されましたように福島県と他県のが並んでいると他県のを買い求める。かえって他県の線量検査をやっていないほうが危ないかもしれないね、そういう思いもあります。

鮫川村の人たちも、自分ちの野菜、水を飲まない家庭もあるそうです。鮫川村は全部水質検査はしているんですよ。ですから、それこそ全部確認、NDなんですよ。セシウムは検

出されなかった。もちろん水道水もそうですし自家用水もそうなんです。水道水の普及率は42%ですが、自家用の水を優先的に確認させていただきました。全てがNDでした。ですからとても安心なんですけれども、それにもかかわらずまだペットボトルで生活している皆さんもいるようです。こういったことを大変気にしていますが、この人に、いや、安全だから村の水を飲めと言っても、とてもとてもこれは払拭し切れないと思います。ですから、そういう人はそういう人で安全確認できるまでいいのかなという思いで見えておりますが、しっかりとその辺は皆さんで、鮫川村はとても線量が低い、私は福島県で一番安全な村だと思っております。

あと、風評対策が仮設焼却炉です。これは大変頭を痛くしています。議員の話すとおり、私は一番つらいのが、12月25日の公民館での説明のときに7カ月の子供を連れてこられました。私は焼却炉の1キロ以内の住民です、こうして7カ月の子供がいるんですよ、村長、この子供が危ないんですよ、焼却炉の煙によって侵されるんですよ、心配なんですよと。今の日本の科学力でセシウムを除去できるなんてあり得ないんだ、そういうふうな考え方なんです。本当に申しわけないをつくづく思いました。私はこの子供のために本当はやったんだよと、つくづく家に帰ってから反省しました。あのときのあの青年、子供を思う親の気持ちが十分感じられて、ただその子供のために一日でも早く線量を下げようと思ってやっている事業が同意を得られない。日本の科学力が信用できない。それはあの東京電力の原発事故にあったんです。ああいった安全神話の中での事業が果たしてそうだったのか、とんでもない事業だったと、そんな中で、今度の焼却炉も同じだと思います。

私は、無理してこの焼却炉を燃やす気はありません。環境省には私がお願いしたんです。実は除染と焼却炉はセットのものだと最初から考えていました。村の除染計画を、健康な村づくりには除染が一番必要なんだということで皆さんと計画を立てました。そのときに指導を受けたのが日本原子力研究開発機構の皆さん、JAEAの皆さんに除染計画を組んでもらいました。そのときにやはり減容化が必要だと。除染して瓦れきを山に積んでおく、そういうことをするから皆さんは仮置き場がどこにも見つからないんだと。これを減容化しながらきれいな状態で除染を進めれば皆さんの理解を得られる、ですから除染と減容化はセットですね、そしてこの減容化のための焼却炉はこういった安全な焼却炉がありますよと。

今、減容化させる方法には一気に炭化させる方法があるそうです。私も、酸化もいいなど思って調べさせていただきました。去年の1月です。ただ、炭化する方法はまだ実証されていないですね。そして、西郷村の方に聞きますと間もなくできそうだと、10分の1になるそ

うです。ただ、焼却炉の場合は20分の1以上になりますね。そして焼却炉の安全性も、原子力研究所の皆さんが大熊町あるいは飯舘村で焼却実証をして50万ベクレル、70万ベクレルの高い線量のを燃やしても実際に出てきたのは、バグフィルターからこして出てきた煙は、煙じゃなくて蒸気だそうです。湯気は0.7ベクレル以下だった、そういったお話をもらいましたし、小型の焼却炉は環境アセスの要らない焼却炉だというお話も聞きました。

ですから、皆さんにお諮りしないで24年の1月に係員に焼却炉を探してこいと。インターネットでいろいろ探したところ2億の焼却炉がありました。原子力研究所の皆さんは焼却炉のメーカーは教えてくれないんだね。それでインターネットで探して2億のが見つかりましたが、果たして皆さんにお諮りしたときに減容化のための焼却炉に2億をかけていいのか、そんな思いがありましたから、2億じゃなくてもっと安いのがないのということで中古があったが1億5,000万だそうです。中古でもいいんじゃないのというやりとりをしているうちに、あの2月4日の牛の餌の基準値の見直しです。

私は、焼却炉より、除染よりべこの餌のほうが大事だ、牛の餌を食べさせられない、土手の草は去年刈った餌も食べさせられない、これは鮫川村の農業にとっては一大事だと、ということで皆さんにお願いして、4月1日から乾草飼料の無償給付ということで村が畜産農家にかわって、東電にかわってということですね、餌の給付を始めたということで、これが環境省、農林水産省の皆さんの考えを刺激したらしくて指導に来たんですね。果たしてそれが行政の仕事なのか、これは産業団体の仕事でないですかという小言を言い、3月23日に農林水産省の畜産振興部の皆さんが3人、環境省の皆さんが2人、あと東北農政局で1人、あとは県の畜産部の方が1人、県南振興局が案内して、こういった会話の中で最後に帰り際に環境省の役人の方が、福島さんという方でしたが、その人が、何か環境省としてお手伝いすることはないですかねと。

そんな話があったものですから、私はこれから除染をやらなくちゃならない、ようやく仮置き場が決まったんだ、この仮置き場も餌の基準値の見直しで放牧場に牛を放されなくなっちゃったから、あいた土地ができたがために仮置き場もできた、その皆さんが仮置き場を提供してくれた、ようやく見つかったこれを上手に利用したい、そういう思いでお願いしたのが環境省での今度の焼却実証事業。実験という言葉が最初に使ったけれども、これは消してくれと言って、実験じゃねえべということで、今、議員も実験と言ったが、焼却炉の実証事業ということになったのね。

そういったいきさつで村がお願いした事業であります。その辺も理解していただきたい。

それで、こういった不安をかき立てるような焼却炉ではなかったはずですが、ですから、それこそ除染はできたが、誰もいなくなったんではしょうがないです。いろいろそういった心配の声も聞きます。そういった皆さんの思いが払拭できない限りこの実証はやりません。その辺しっかりとお答えしておきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） この問題に関してはあれなんですけれども、本当はこの除染は地域の問題じゃないんだよね。国、東京電力が引き起こした問題に対して住民同士が騒いでいる、討論しているということで、視点を住民に向けちゃっているような仕事なんです。だから、各自治体の長に私がお願いしたいのは、こういう除染の問題もそうなんですけれども、中間貯蔵施設を早くつくってくださいと。それを働きかけるのが各自治体の長であり、我々議員ではないかと思っておりますので、私らもそういうものは推し進めていきたいなと私は個人的には思っております。

あと一つ、福島県と環境省でつくった除染情報プラザというのがあると思えます。これは地域整備課長はわかっておりますけれども、その組織の内容というのをちょっと調べてみてください。ほとんどその運営をしているのが、14人のスタッフ、14人が環境省から電通に委託され、電通が東京の人材派遣会社に委託してその14人が来て、ここで情報収集だとか人材派遣、そういう仕事の派遣をやっているような状態です。私は、だからそういう面をもって環境省は余り信用していない面も多々あります。

一応この問題に対してはこれで終わります。時間の関係があるものですから3点目に移ります。

〔「仮置き場のことを今言ったの、町村長」と言う人あり〕

○2番（宗田雅之君） はい。

○議長（前田三郎君） では、村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、宗田議員が話されました除染は必要だと、除染はやらなくちゃならない。けども、仮置き場は絶対嫌だよ、俺の隣は嫌だよ、そういう人ばかりなんだよね。宗田議員の言うように勝手な人ばかりで本当に残念に思う。そうじゃなくて除染は進めるべき。危険かもしれないけれども私の地域の片隅をお貸しします、こういった勇気のある議員が必要だし、町村が必要だ。除染は必要だ、ですが私のところはだめだ、そういう人ばかりなんだよ。それじゃ進まないよ。その辺もしっかりと考えていただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私は、除染はやってください、除染はやっていただきたいのだけでも、住民対応はきちんと。村長の思いは十分私はわかります。私も子供や孫を持つ親ですから思いは十分わかるんですけれども、その思いをいま少し、もし伝えていただけるのであればまた違うのかなと思っております。

あと、3点目に入ります。

村道官沢・西山線の改修について、先日、そういう問題に対して官沢線のほうはやるといふ話は聞きました。現在、この道路は危険箇所ガードレールもなく、また以前の補修工事により一部の側溝の深さが通常の倍上もあり、ふたもしていないのが現状であります。日常生活に多くの人々が利用している道路でありますので、早急な対策を講じるべきと考えますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の3番目の質問であります村道官沢・西山線の改修についてお答え申し上げます。

ご質問の村道は、起点を主要地方道勿来・浅川線として官沢と落合を経由して、終点は西山字水口地内の県道赤坂・西野・石川線に接続する一級村道であります。通勤、通学、スクールバス路線でもあり、重要な生活路線でもあります。幅員は5メートル、延長は3,871メートルで、これまでも局部的に補修工事は行っております。

この村道の改良舗装工事は、昭和50年から52年にかけて整備されました道路で、36年前になります。当時の改良工事は、事業費を抑制して改良延長を延ばすため道路脇の側溝はふたなしで整備されており、ふたをかけられる構造にはなっていません。ふたをかけるには側溝本体を交換する必要があります。

平成25年度の当初予算に計上している村道官沢・西山線側溝敷設工事費400万円は、主要地方道勿来・浅川線から入って、村の資材置き場付近から220メートルを凍上災害復旧で補修工事を行います。その区間だけをふたつきの側溝に交換して、ふたをかける工事費であります。

また、村道官沢・西山線の通称長坂地内で、冬の期間の路面凍結による交通事故防止を図るために、平成25年度に日陰林の伐採を計画しております。

村内の道路状況は、交通量の違いがありますが、一級村道で砂利道だった遠ヶ竜・戸草線が今年度で改良舗装工事がようやく完了することになりました。平成25年度は、鮫川中学校に通ずる村道が舗装の老朽化により陥没とわだちが深くなり、スクールバスの運行に支障を来しておりますので、平成25年度から2カ年で、村道中学校線及び村道壇ノ岡線1,320メートルの舗装工事を計画しております。この工事費は約1億円を予定しております。

村としても、限られた予算でありますので、危険箇所の改修工事については現地の点検と調査を行い、緊急順位をつけて整備したいと考えておりますので、議員各位のご協力とご理解をお願い申し上げます。

○議長（前田三郎君） 宗田君。

○2番（宗田雅之君） 時間も大分経過しているものですから、一応この道路は現地を見ていますので早急な対策をお願いいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで10分間休憩します。

（午前11時27分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時43分）

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） それでは、一般質問を行います。

7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） 今議会におきまして、村の取り組む姿勢について2点お伺いいたします。

まず1点目でありますけれども、取り組む事業と課題についてでございます。

東日本大震災から2年を経過しようとしておりますが、除染を初め、震災に対する事業に光は見えない状況であるようです。また、国内外を取り巻く情勢はますます厳しさを増し、経済を含め真価が問われる言っても過言ではありません。そうした中で、新政権が誕生し景気浮揚を旗印に円安・株高の時代を迎えており、我々にとってさらなる自助努力が求められております。今後は、交付金・補助金等にも減額あるいは廃止を求められるかもしれませ

ん。そうした中で、村としても効力ある事業を進めなければなりません。

人口減少化社会と高齢化社会の共存にどう取り組もうとしているのか、また、国としても福島の復興として大規模な予算案も計上されておりますが、村の事業にどう受けとめ活用を考えているのかまずお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の1番目のご質問であります取り組む事業と課題についてお答え申し上げます。

まず、人口減少社会と高齢化社会に対しての取り組みについてであります。内閣府の平成24年版高齢社会白書によりますと、我が国の総人口は今後長期の減少過程に入り、平成60年には1億人を割って9,913万人になると推計されています。一方で、高齢者人口は、今後いわゆる団塊の世代が65歳以上となる平成27年には3,395万人、団塊の世代が75歳以上になる37年には3,657万人に達すると推計されています。総人口が減少する中、高齢化率は上昇を続け、平成25年には25.1%で4人に1人となり、47年には33.4%で3人に1人、72年には39.9%に達し、国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者となる社会が到来すると推計しています。

一方、出生数は減少を続け、平成72年には48万人になると推計されております。これにより、年少人口は平成58年に1,000万人を割り、平成72年には791万人と現在の半分以下になると推計されています。出生数の減少は生産年齢人口にまで影響を及ぼし、平成25年に8,000万人を割り、72年には4,418万人になるとされています。

また、65歳以上の高齢人口と現役世代の比率を見ますと、昭和25年には1人の高齢者に対して10人の現役世代がいたのに対し、平成22年には高齢者1人に対して現役世代が2.6人になっています。今後、現役世代の割合が低下し、72年には1人の高齢者に対して1.2人の現役世代という比率になるようであります。

これに対しまして、国の推進する高齢社会対策の指針となる高齢社会対策大綱では、戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期を迎えるおよそ十数年後を念頭に置き、各分野横断的に取り組む課題を設定し、関連施策の推進を図るとしています。

まず、就業・所得では、高齢者の雇用・就業の機会の確保、勤労者の生涯を通じた能力の発揮、公的年金制度の安定的運営、自助努力による高齢期の所得確保への支援を図るとして

います。次に、健康・福祉では、健康づくりの総合的推進、介護保険制度の着実な実施、介護サービスの充実、高齢者医療制度の改革、子育て支援施策の総合的推進を図るとしていません。

また、学習・社会参加では、生涯学習社会の形成、社会参画活動の促進を図るとしてあります。さらに、生活環境では、安定したゆとりある住生活の確保、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの総合的推進、交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護、快適で活力に満ちた生活環境の形成を図ることとしています。

最後に、調査研究等の推進では、高齢化に伴う課題の解決に寄与する各種の調査研究等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図るとしてあります。

一方、県では、福島県総合計画の中で重点的に取り組む事業として人口減少・高齢化対策プロジェクト、復興計画の12の重点プロジェクトの2つを挙げ、人口減少・高齢化対策では、人口減少・高齢化の影響の軽減、人口の県外流失の抑制、出生数の回復などを図るあらゆる取り組みを進めるとして、不育症治療費等助成事業、多子世帯保育料軽減事業、ふくしま帰就職応援事業、県民健康管理事業、子どもの医療費助成事業、母子の健康支援事業、健やか妊娠・出産サポート事業、ふくしま保育元気アップ緊急支援事業などの事業を掲げております。

これに対しまして、本村では、乳幼児紙おむつ給付事業、出産祝い金給付事業、保育園の待機児ゼロを目指す取り組み、乳幼児・妊産婦医療費助成事業などの各種子育て支援事業にも積極的に取り組んでいるところであります。また、高齢者対策については、村社会福祉協議会への補助、施設入所福祉事業対策、一般高齢者支援事業などの事業のほかに、高齢者生活支援事業において在宅高齢者お助け事業などの事業に新たに高齢者除雪支援事業を加え、高齢者の生活支援を計画しております。

もう一つの質問であります国の福島県復興の予算に対する村の事業であります。国の平成25年度予算のうち、国が東日本大震災復興特別会計に計上しております4兆3,840億円のうち復興庁所管予算として2兆9,037億円が計上されております。これらの予算については、被災者支援生活再建支援金、応急仮設住宅等の被災者支援、東日本大震災復興交付金、災害復旧事業、産業の振興、雇用の確保、長期避難者生活拠点形成交付金、除染と再生可能エネルギー支援等の原子力災害からの復興・再生などとなっておりますが、復興交付金の大部分が津波被災地や地震による大規模災害の地域が対象となっているのと同じで、その他の予算についても、津波、地震、原子力災害に伴う被災地支援、災害復旧、被災者雇用、除染等の

経費が主な中身であります。

これに対しまして、本村では、当初予算で乳幼児医療費、妊産婦医療費助成事業1,683万3,000円、除染対策7,170万円、保健センター太陽光発電システム工事2,950万円、緊急雇用創出基金事業2,453万円、中山間地等直接支払交付金事業1億707万1,000円、農地除染対策3,279万2,000円、米の全袋検査推進事業1,177万6,000円、都市農村交流事業551万8,000円、村道新設改良事業5,700万円、村営住宅管理事業1,274万1,000円、定住促進住宅整備事業8,100万円、消防施設整備事業2,572万5,000円、過年度災害復旧事業、これは凍上災ですが、6,200万1,000円などを計画しております。

また、このほかに国の平成24年度第1次補正で、社会資本整備総合交付金を活用し村道路面性状調査費に1,600万円、全国瞬時警報システム多様化推進事業により全国瞬時警報システム起動時にエリアメールを自動配信する装置の整備で2,200万円を今回の補正予算に計上しております。

ですから、先ほどの当初予算で計上したものは、凍上災6,200万までを含めると5億4,000万になります。あと、今言った道路調査とエリアメールの自動配信装置が合わせて4,000万円、ですから、6億を超える大きな事業になるんですね。こういったことで災害復旧対策に当たる計画をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） ここで午後1時20分まで休憩します。

（午前11時57分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時20分）

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

○7番（星一彌君） 先ほど村長のほうから内容等の説明をいただきました。また、先ほど宗田議員の質問にも答えた部分がありますし、私の後からやっていただきます関根議員も教育関係のほうがあるようでございますので、そこは私は除外しながら、皆さんの質問の間をくぐって何点か質問させていただきます。

25年度は第4次村振興計画の作成の元年であろうかなと、そういうふうに思われます。そ

うした将来の展望を踏まえながら若干質問させていただきます。

循環型農業を目指し建設中でありました堆肥センターがいよいよ稼働の運びとなり、今後大いに期待するものでございます。農大生の若者を初め、ますます交流の場が促進されるものと期待しております。そこで、私の提案でございますけれども、やはり研修の場ではなくして、今後ある程度熱意のある学生あるいは青年にこの村の姿を描いてもらう、描いていただけると、そういう村のほうの考えも必要じゃないのかなと、そういうふうに思っております。それによって第三者から見た鮫川の姿を切り開いていただけると、そういうふうに私は感じております。

また、過疎地域自立促進のテーマでもございます鮫川村と東京農大連携によつてのキャンパスの誘致、それに対する用地の造成、実習用山林等々が現在どういう方向で進もうとしているのか、まずその辺からお伺いしたいと思ひます。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星議員の堆肥センターを中心とした農業の将来の展望であらうかと思ひますが、まず堆肥センターを使ったゆうきの里づくりの鮫川村、基幹産業の農業をいかにして、安心・安全の農業、食料品の生産地であるかというのを知らしめるがための堆肥センターという位置づけで私は考えております。まず、ここで作つた野菜を消費者に食べていただく、利用していただく、有機栽培で作つた野菜は一味違うんですね。この一味違った食感をいかに多くの人に知ってもらふかというのはとても大事なことで、農業振興効果を期待するわけですが、これは相当皆様の努力が必要と思ひます。

まず、それぞれの家庭で今安心して食べられるような状態ではないんですね。自分ちで作つた野菜ですら嫁あるいは孫には食べてもらえないような環境であります。ここら辺をしっかりと払拭するがために、まず安心・安全な鮫川村の野菜であるということ、食料品であるということ、これをまず鮫川村全体に広めなくちゃならない、これは大きな被災地の責任であらうかと思ひます。

こういったことで、常にあの線量計は今5台置いてあるわけですが、この辺で安全を確認して皆さんに安心して利用してもらふと、そういった方向でしっかりと村の食材の安心を訴えていかなければならないと思ひますし、この有機農業の生産というのはいかに容易でないと思ひます。食料品を知ってもらうにはまず食べて味比べしないとわからないですね。この辺の訴え方がいかに大きく村の農業の発展には占めるんではないかと思ひますが、東京農大

の力をかりながら、今、東京農大の力をかりているのは、大豆の連作障害とか、あるいは鮫川村の農産物で一番効率的な農産物はこのテーマで作物を探り当ててもらっているんですね。

そうじゃなくて、こちらから今度はテーマを与えて農業経営に役立つ農産物は何かということで、鮫川村の農家の所得を上げる工夫にこれから転換しなければならないと思っております。試験圃場も与えました。田んぼも与えました。畑と田んぼがあって、これから経済性のある農家の皆さんが豊かな生活をするためにはというテーマを与えての、農大とのこれからの連携協定になろうかと思っております。その辺、皆さんとしっかりと相談しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） そうしますと、まだ用地造成とかそういう各論に入っている姿ではないということですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 田畑は今のいいと思います。あとは、まだまだあいている農地があります。今はまだ農家の皆さんはつくる作物が決まっておりません。いろいろ遊休農地もありますし、経済性のある作物にたどり着かないのが今現状ではなかろうかと思っております。そういったことで、早く鮫川村の特産物を見つけないかという思いです。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） ぜひ頑張ってくださいなと思っております。

じゃ、次の質問に入らせていただきます。

修明高校鮫川校の卒業式が3月1日に行われて、見事に卒業されました。まず、村内を初め近隣町村への就職が内定されていると、そこにやはり注目すべきではないのかなと。今、若者の定着というのが非常に厳しい時代に入っておりますので、3年間鮫川村で生活した人あるいは3年間鮫川村で学んだ人というのは必ずその学びやを心にとどめながら生活するものと、そういうふうを考えております。ぜひこうした若者が鮫川村に住んでいただけるような環境整備と申しますか、そういうことにいち早く実績を出すべきではないのかなと。せっかく鮫川村に通学して行って何年か後にそこが学びやのままで散ってしまうというのは非常に残念でありませんが、それに対する対応策がありましたらひとつ伺いをいたしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ことしの卒業生はたしか32名ぐらいだと思います。この子供たちの中で鮫川村に就職した子供が3名ほどおりました。ただ、鮫川村出身が何名かというところと4人ですかね。鮫川村出身は少ないんですね。その辺で他町村に散らばるのが多いかと思いますが、鮫川村もそうしたしっかりした受け皿をつくって、本当は修明高校鮫川校の子供たちの就職率100%と、特に地元雇用がたくさんあっていいところだという、そういったことがあれば必ず入学生もふえるわけです。こういったことを地元の企業にお願いしながら、こういったことも取り組まなければならない事項なのかなと今考えさせられているところです。

ことしは関根軌道で2名ほど地元雇用があったようです。あとは、先ほど申し上げましたように4億の事業を取り入れた中井住宅木販もあります。こういったところに働きかけて、できるだけ地元雇用ということでお願いしたいと思います。こういったことに皆さんと一緒に力を入れていけたらなという思いであります。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） そうですね、うちを継ぐ人を含めて四、五人ぐらいは鮫川村に就職するような結果が出ています。それから、卒業の内容を見ますと六、七名ぐらいは近隣町村に就職するようなそういう内容でありますので、やはり若者が鮫川村に目を向けてくれるような環境整備をぜひしていただきたいなと、そういうふうをお願い申し上げます。

過疎自立促進計画書の集落整備についてお伺いいたします。

少子化・高齢化によって、ひとり暮らし、高齢者のみの集落が急速に増加しつつあるようでございます。その中で維持困難な集落も見込まれるというふうには危惧されておりますが、今後、急速なそうした集落の崩壊を含めて組の再編ということもある程度村のほうでも考えざるを得ないのかなという感じはしますけれども、私の質問に対して村長の考えがあればひとつ伺いをいたしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 集落の維持ということですが、今、例を挙げますと道路の愛護に、例えば広畑地区ですと早川議員、宗田議員がおられますけれども15戸ぐらいあって、そこで作業に出てくる人はせいぜい3軒から5軒と、そういった環境になっているようです。ですから集落の清掃もできない。新宿、道少田地区もそのようになっているようです。住人の3割ぐらいしかそういった仕事はできないんだということがあります。

村全体では、特に今そういった地区を支えているのが中山間地の直接支払い制度ではなかろうかと思っております。こういった制度があるから地域の互助精神が、若い人は年寄りを助け、

年寄りには、そういった年のいった方には世の中の仕組みを教えてもらったりという、そういった高齢者と若い世代の交流はできるんですね、あの中山間地支払い制度は。ただ、集落の維持という若い力が必要なんですけれども、その辺、集落を維持できなくなった地区に対してはということも区長会等でそろそろ話題に上ってきております。

こういった集落に対して村ではどうすると、これまた先ほど宗田議員が話されておりましたように村の支援を、例えばシルバー人材センターあたりからお手伝いできて、景観の維持活動に村は参加してもらえないかというお尋ねもありましたが、だんだんにはそういった村全体で地域づくり、環境づくりに、地域にお任せするんじゃなくて村全体で取り組まなくちゃならない集落が多くなっていくのではないかと、そういうのも危惧されます。

そういった時代になるまでせいぜい、まず今はあの中山間地の直接支払い制度、これは農村部ですが、中心部では、宿、広畑ではこれに該当しませんが、こういった地域の力を十分利用して、この制度に頼って村づくりをしていく。そして、そうでない地区に対しては、今ほど申しあげましたように、シルバーさんあたりの力をかりて集落の環境美化には、地域の奉仕作業にお手伝いしてもらおう、そういった手法もこれから考えなくてはならない時期に来ているのかな、そういう思いはあります。

ただ、されば、じゃすぐにでもやったらということですが、これはまだ地域地域の事情がありますし、その時代に応じてそういった手法もこれから考えていかなければならない事案かなと思っております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 若者の定住ということで若干先ほどに戻りますけれども、村営の住宅が逐次新しく、あるいは増設されて住みやすい環境は整っております。それは非常にありがたいことであり、若者につながる道であると確信いたします。

現在、村営住宅で空き家は、空き待ちというんですか、空き待ちはあるんでしょうか。あるとするならば村外の方がいるのか村内だけなのか、その辺もちょっとお聞かせいただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 空き待ちが五、六組あったんですけれども、今度、おかげさまで広畑団地が整備されました。広畑団地が9戸だったのが11戸になりました。ですから3戸ふえました。こういったことによって随分解消されたり、あとは、残念なことに離農する人も3月

いっぱい西山の定住促進住宅から離村する人もいます。

こういったことで、詳細にわたっては地域整備課よりお答えさせますが、余り今窮屈な状態ではないように聞いております。あと、25年度の対策としては定住促進住宅、これは新宿の道少田地内の体育館の跡地に2棟4世帯分を建築予定しております。こういったことで、それほど待っている人に迷惑をかけている状態ではないと思います。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） では、詳細について説明させていただきます。

村営住宅の広畑地内の団地は、建てかえする前は9戸でした。それが、新しくして2階建てもつくりまして13戸になります。それで7戸ふえるんですね。7戸分がふえて、そこに入ったにしても……

[「9戸から13戸になるのに、4戸だ。7戸じゃないべ」と言う人あり]

○地域整備課長（近藤保弘君） 新しくするのが7戸、今建てかえしているのが7戸になります。既に6戸はできていますので。新しく今改築というか新築しているのが7戸で、その分が新しく入るということで、今出ましたけれども、待っている方が10名近くいたんですけれども、そこで7戸ほど解消されますので4組くらいがまだ待つと。

待っていた方は、村外の方が半分ぐらいで、あと村内の方がまた半分ぐらいです。鮫川村出身の方が、村外に住んでいて鮫川村に住みたいという方ですね、お子さんもいてという家庭が今回入ってきます。ですので、四、五組がまた残るという状態になります。ただ、それは、私はこの団地がいいという希望があって待つことになりますので、どこでもいいという方ではないんですね。限定して私はここを希望しますという方がるので、なかなか入れないというのが、希望に沿えないというのがあります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 村外からの入居希望者がいるということは非常に幸せな部分があると思うんですね。ですから、そういう若者をやはりつなぎとめなくてはならないんじゃないのかなと。それには多分、村の入居基準というんですか、それなんかも見直さなければならぬ部分もあるかもしれませんけれども、若者定住、若者定住と、村内にいる若者も大切ですけども、やはりそういう希望を持って村に入りたいという若者は大いに歓迎して、若者にお金をつぎ込むということは村を元気づけるもとであろうかなと、そういうふうに思います。

ので、今後も十分吟味されてお願いしたいと思います。

それで次に移らせていただきますが、昔から村の文化は道路からということで鮫川村も道路が整備されつつある、非常にありがたいことでもあります。まだ正式には開通はしていない部分の特に取り付け部分ですが、非常に危険度が増しているように思われます。私も2つの路線で3カ所見させていただきました。特にひどいのは、鮫川から強滝に行くところの取り付け道が非常に危険だなというふうに思います。道路はやはり改良してよくなるんならいいんだけど、危険が増すような道路というのは、担当の村としてやっぱりその辺を十分に吟味しながら使いやすい道路にさせていただきたいなと思います。

それから、村道を含めて地方道の九十数%が統計によりますと舗装がなっているようでございます。その中においても担当のほうに拡張の陳情とか要請とかがかなりあると思うんですが、福島県としても非常に生活道路の整備ということで力を入れているようでございます。過疎自立促進計画の中にも網羅されておりますけれども、現在、何個ぐらい陳情があつてどうという方向で動いているのか。それから、生活道路ということで出ているものが多分担当のほうに上がっていると思いますが、その辺を含めて、今後どういう見通しで進もうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、7番、星議員の道路の取り付けぐあいがどうのこうのという話ですが、まず349号のいわき・鮫川・棚倉線、あの349号への入り口だと思うんですけども、これは私も確認してきました。これはそのまま引き渡しじゃなくて、トンネルの開通と同時にあの辺の整備をしてもらってから村に渡されるように道路事業者のほうにはお話をしております。特に冬期間、349号に新宿方面から行った場合に傾斜がきつくて上れないんですね。ですから、この辺はもう少し緩やかに入れるように施工をし直してもらうようにしております。

もう一つが、ふるさと林道の宝木・酒垂線、これも宝木地内だと思いますが、岩野草から宝木方面に対して、あれも取り付け道路がやっぱり急勾配なんですね。この辺、ふるさと林道に対して岩野草線が一旦停止になるんですね。余り急なものですから雪道のときにとまれないですね。これは大変危険な箇所になると思います。

こういったことで、これもお話しはあるんですけども、差し当たり宝木・酒垂線のほう、逆にふるさと林道のほうを一旦停止にして、こちらからはスルーで行けるようにしてはどうかという提案をさせていただきました。これが通らないときには道路改修をする、改修

まで待てない、待てないがために事故が起きてはしようがないから、事故が起きないようにするには、あのふるさと林道の宝木のほうを一旦停止にすべきだろうという提案をさせていただきました。この辺、現場と、あと道路監督者は今のところ国道ですから、その辺、申し入れをしながら、改善して村に引き渡ししていただきたいと今お願いしているところであります。

あと、これからの道路整備の計画ですが、計画が上がっている分だけ地域整備課長に。例えば農道とかそういうのをお願いします。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） 今、要望箇所がどの程度あるかという質問だと思うんですけども、去年23年度に農業系の計画書を策定しました。その中に入っている路線としましては生活路線が主な路線です。西野地区でいきますと2路線、それから渡瀬地区ですと1路線、これは路線名を挙げたほうがいいですか。

〔「いや、挙げなくてもいいです」と言う人あり〕

○地域整備課長（近藤保弘君） はい。要望を受けてその路線を計画に盛り込んであります。

そのほかに水路の整備だとか舗装の要望だとかありますので、その計画書を策定しまして県のほうに、実施の計画書を策定するための補助を県にもらって作成するんですけども、その作成をした後に国のほうに採択申請を出します。採択になった場合に実施の計画書をつくって工事に入るというふうになるんですけども、実際に県の補助をもらっての計画書づくりが25年度については見送られたということで、また26年度に予算を下さいという申請をしたいと考えております。

ですので、25年度については村でつくった計画のままにとまっているという状態になります。

以上です。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 補助対応というはもちろん県からの補助が当然必要になるわけですから、その分は理解しています。ただ、生活道路ということに対しましては県の基準に合わせなくてもいいんじゃないのかなと、そういう感じはします。例えばで言いますと名下の地内で、300メートル弱ぐらいの恐らく陳情が出ていると思いますが、そういうところはやはり余り大きな車が入らなくて済むのではないのかなと、そういうことを鑑みますと県の基準とかそんなものには余りかわりがなくて村の財源の中でできる範囲ではないのかなと、そう

いうことを含めて先ほど質問したわけなんですけれども、それは答弁は別に求めません。

そういうことも含んでこれから地域の発展になる、あるいは特に沢々で鮫川の生活者が生活しているという部分が多いもんですから、中央だけが繁栄して沢はいいですよということは考えていないと思いますけれども、やはり一人一人の村民を弱い者の味方で助けていただければなど、そういう人が多く声を詰まらせているのではないかなというふうに感じますので、十分今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に移らせていただきます。

大豆買い入れ見直しとイノシシによる被害状況についてであります。

前回は大豆の在庫内容と消費拡大についてお聞きいたしました、その中で、連作障害を防止するために緑肥作物を取り入れるということで休耕する旨の説明だったと思います。各地において説明会を催されたようですが、その内容と今後の基本的な考え、またイノシシによる被害状況の取り組みについてもご所見を伺います。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番目のご質問の大豆作付に関する説明会についてであります、議員ご承知のとおり、本村では平成16年度からまめで達者な村づくりを推奨し、10年目を迎えております。平成23年度まで順調に生産されて、みそ、豆腐、きな粉などに加工販売して本村の農業振興に役立っています。しかし、近年、大豆の小粒化や紫斑病が目立ち始め、一番必要な大粒の大豆が少なくなってきておるのが現実であります。平成24年度産の大豆では27.9トンの集荷があり、そのうち大粒は7.4トン、26.6%しか集荷できませんでした。このほかに持ち帰ったくずが、要するにくずくずですね、これが2.5トンにも上っています。

こうした状況を県南農林事務所に相談したところ、鮫川村の大豆減収、小粒化、品質低下は連作による障害ということでありました。この打開策としては緑肥作物の栽培による地力向上が有効的であるという県の指導があり、今回、県南農林事務所の応援を受けて、研修とあわせて説明会を開催したところであります。2月18日と2月19日の2日間、3会場で開催し、延べ63人の出席者がありました。

今回提案させていただきましたのは、平成24年度の集荷状況も踏まえて平成25年産大豆の作付面積は7ヘクタールとし、大豆作付は3年、緑肥作物栽培作付1年のサイクルを提案させていただきました。緑肥栽培作物作付に当たっては、連作されている大豆生産者に、緑肥

作物というのは燕麦だそうですが、燕麦の種子を10アール当たり8キロ配付し、土壌にすき込んでもらい、土壌の改良をして連作障害の予防を図ってもらうということで説明をいたさせました。

この緑肥栽培支援事業は、すき込み作業に係る経費10アール当たり7,000円、緑肥栽培分解促進資材、これは緑肥をすき込んだときに分解促進するように石灰窒素を使うそうですが、この購入経費10アール当たり1,400円を補助することで新年度事業として今回の予算に提案いたしましたので、ご理解をお願いいたします。今回の説明会では、既に輪作を実施して一定の大豆の確保をされている農家もあり、そうした農家も考慮しながら大豆栽培者を確保する計画を進めております。

次に、イノシシの被害状況についてであります。平成24年度の鳥獣被害駆除届がありましたのは、イノシシが41件、被害面積で約595アール、ハクビシンが9件で被害面積が35アール、キジバトが1件で被害面積30アール、カラスが2件で被害面積32アール、カルガモが3件で被害面積は約36アールとなっております。

イノシシにつきましては、駆除期間中の捕獲が50頭、狩猟期間中が65頭、合わせて115頭の捕獲だそうです。狩猟者によりますと、イノシシはまだまだ生息しているとのこと。電牧による被害予防対策もこれまで67件、24ヘクタールを実施し、中山間地の協議会の協力を得て実施しております。

いずれにしても、イノシシは一向に減っておりませんので、今後とも駆除隊の協力を得て被害予防に努めていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 大豆関連のほうから再度質問させていただきたいんですが、平成23年度より検査体制が変わりましてから農家の意欲が弱くなったのではないかなと、そういう声が聞こえてまいります。それ以前は村長がみずから検査をしてくれたようでございますが、検査体制が変わってから若干値段のほうも落ち込んできたというような話を聞きまして、23年度、24年度と比較しますとかなり耕作者も減っている状況ですよ。

今の説明ですと、緑肥、燕麦ですか、それをまいて休耕のところにすき込むと、それが有機質に変わるんだということらしいんですが、ただそこで心配しなきゃならないのは、高齢者の人が、まめで達者な村づくりに私ども協力しているんだよという意識からかけ離れるのではないのかなという心配されます。そうしますと、どちらかといえば年老いている方々に

とっては、1年休み、2年休むということになると全くつくる意欲がなくなってしまうんじゃないかなというような心配があります。

そうしたものをいろいろな部分でカバーするんでしょうが、提案ですが、遊休の部分の土地の一部でも結構だと思うんですが、先ほど村長が宗田議員に答えたみたいに、鮫川村でなくちゃできないもの、鮫川村ならできるものというものをやはり選択することによってその地域の特産物が生まれるんじゃないのかなと。この豆というものは決して鮫川村では外すことはできません。ですけれども、その土地を有効利用することによってそうした他産物の収穫に道を開くならば、必ずや大豆で協力してくれた方々だってまたその意欲が湧くんじゃないのかなと、そういうふうに私は感じておるのですが、村長の考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、23年、24年と検査体制が変わったという指摘ですが、これはそのとおりで、このときから政権交代がありまして農業者の戸別所得補償制度が実施になったんですね。今までですと田んぼだけだったんですけれども、畑作もその中で対象になりますよということで、生産費を割るような農産物価格の場合にはその補填対策がありますが、ただ、これは売らないとだめで自家用じゃだめなんですね。そういったことで、しっかりと検査をして市場に出せるような態勢でなくてはならない。

こういったことがありましたから、私のいやんべえな検査で、私のいやんべえな検査というのは、村内に流通させるわけじゃない、村でみんな使うんだ、全部消費するんだという考えでの検査でした。ですが、今度の戸別所得補償制度はそうでなくて、これは全国どこに出しても1等は1等、2等は2等という評価をいただける、農林水産省の資格を持った人の検査であります。こういったことでこの所得補償をもらった、ですから決して値段は下げておりません。逆に生産者の手取りはふえているわけです。

こういったことでお願いしたんですけれども、ただ一つだけ、星議員の話している高齢者対策はどうなんだという、そこがみそです。私は、高齢者に一畝、二畝の、それこそ手作業での農作業を夢見ておりました。これが今、人によっては2町歩、3町歩の大豆をつくる人も四、五年前にあらわれました。こういったことはもちろんつくる作物がないんですね。大豆が結構な、1反歩当たり10万近くなる。これは私は、農家の人の汗を考えた場合に、1反歩せいぜい汗を流して10万ぐらいにならないと生産意欲もない、このぐらいは当然支払うべき最低の価格だということで価格を、商品価値でなくて世の中の流れで、相場で価格を設定

させていただきました。これを加工販売することによって負担を軽減したわけです。これが数多くなりますとそういうわけにもまいりません。こういった事情をぜひご理解いただきたいと思えます。

本当に大事に思うのは、三畝、五畝のじいちゃん、ばあちゃん方の大豆栽培は連作障害があっても、堆肥にしても買ってやるべきだと、私はそう思っております。ただ、これが日本の農林水産省の規格でやるとそういうわけにはいかないのが現実でありますし、戸別所得補償の該当者になるにもやはりそういった検査は必要でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。これから先、できますれば、こういった大豆にかわって高齢者に栽培をお願いして加工・販売ができるような品物があればいいな、そういう思いでありますので、この辺、皆さんでご提案いただければと思えます。大豆栽培は、今のところ、戸別所得補償制度を受給するにはこういった検査が必要だということでご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 所得補償方式ということで、前年よりは収入アップというような説明でございました。ただ、高齢者の方はやはり若い者に移譲権を任せて、その中で細々と、荒らしておかないからつくるといふ方がかなり多いんじゃないかなと、そうすると所得補償の分まではなかなか入らないんじゃないかなと、そういうふうを感じるわけですがけれども、今後、鮫川村の高齢者の意欲があるうちにやはり違った作物に、あるいはかえなくちゃならない、あるいは開拓しなくちゃならない問題が私は出るんじゃないのかなと思うんです。「手・まめ・館」もある、あるいは今度ワークショップみたいなところでやろうとしている案もあるようですので、ぜひそういうところを利用する、またJAさんと交流しながら鮫川村の特産として高原大根とか高原キャベツとか、そういう道が開けるんじゃないのかなというふう感じておりますので、ぜひその部分もお含みをいただきたいと思えます。

それから、イノシシの件なんです、年々、どこの町村も非常に被害が大きくなっております。ただいま41件の捕獲があったというような報告をいただきました。例年よりかなり多くの頭数が現在もいるんじゃないかなと、そういうふう予測されます。その中で、私らは有害駆除ということで、鮫川村の補助金をいただきながら二十数名の方が資格を取ってまいりました。大分その中で活躍して捕獲している人もいますようですが、聞くところによりますと、1頭に対して2万の補助が出るとかという話を聞きましたけれども、そのうち猟友会に1万行くんだとか、あと捕獲した人が鉄砲屋を頼んだので火薬代として3,000円払うんだと

かといろいろ話はあるようなんですが、それは実際どうなんですか。中身がわかれば教えていただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） イノシシの捕獲に当たって、奨励金として農家の皆さんに中山間地等の直接支払い制度の委員会の中で1頭2万円のお支払いをしております。ただ、狩猟期間中はそうでないですけれども、駆除の期間中に限り県のほうでも1頭5,000円を出すんですね。この5,000円は中山間地のほうに入れますから実際には1万5,000円の負担になりますね。そういうことで、中山間地の協議会の皆さんの協力を得て2万円はお支払いしているというのが実態であります。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 村のほうから1頭当たり2万を補助金として出しておりますよということなんですが、実際に捕獲した人にちょっと聞いてみたんですね。ところが、去年8月から、とって村に報告しているんだけど、俺のところさ一銭もまだ入っていませんよと。さて、その金はどこに行っちゃうのかなというような疑問を持つんですが、猟友会を通してということはないんですか。その補助金をくれる状態というのはどういう状態ですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 狩猟の資格を持っている人はわなもいますし鉄砲もいます。こういった方が村に届け出るんですね。その方に差し上げています。団体さんには上げていないです、本人申請ですから。

〔「それは本人申請ですか」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 詳しくは担当で。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（佐藤文夫君） ただいまのイノシシの件ですが、わなを持っている人、それから鉄砲で免許を持っている人、それぞれ捕獲隊に入っています。捕獲隊のほうに村から1頭当たり2万円、とった捕獲隊の代表者に確認してもらって、こっちで頭数とかどこでとれたか全部見て集計して、その捕獲隊のほうにやります。捕獲隊では個人個人にやるわけです。そういう事務になっています。中山間から行くのも、どうしても全部とってから行きますから年度末、その時期がおくれたりはします。24年度のものも25年の4月とか5月になったりとか。だから、ずれたりしていますので、その辺でお金を払うのがおくれたのかなというふうに感じております。こっちからは、中山間地のほうから来て、捕獲隊から報告があったもの

を全部集計して確認をしてやっています。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） そんなに確認の時間が必要なんですか。去年の8月に村に捕獲しましたよと届けた方がまだ一銭も入っていないというんですよ。どうなんですか、その支払い状況というのは。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（佐藤文夫君） 一応とって、確認をして、それから中山間のほうにも報告して、中山間の協議会のほうでこれだけ申請がありましたと確認して、今度は中山間から行くという手順になっているものですから若干おくらしているのかなと思うんですが、そんな事務の手順にはなっています。

中山間のほうでは26年度で終わるわけですけども、24、25、26と3年間でそういう電牧費用とイノシシとに出してしまいますと補助金がパンクしちゃうんですね。そのぐらい頭数が多いということで心配はあったんですが、25、26年度まで協議会の資金がある中で対応していきましょうということでやっております。最後に、例えば26年度に足りなくなった場合には村にお願いするしかないだろうということで、1頭2万の補助はしていこうという協議会の中での相談になっております。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） 福島県では、これは鳥獣農作物被害防止ということで対策推進協議会ができていよね。それで、県の基金から鳥獣被害に120億円を繰り出すというような形に今度なったようなんですけども、その中でちょっと内容を見てみますと、緊急捕獲活動は全額支払いますよと、その地域に入らないような柵みたいな部分で費用を捻出したものは2分の1補償しますよと、そういうような県の条例ができたようなんです。

今後、私らは余りそういう技術職じゃないからとれないかもしれませんが、有害駆除で村の要望に応じて一生懸命やっている人もいるわけですから、やはりその辺の出し入れの内容というのはきちんとしてもらったほうがやりやすいのかなと、そういうふうに考えておりますし、今後、その辺を踏まえながら十分に駆除隊の方々にも理解を得るような方向でやっていただきたい。

それから、お願いなんですが、有害駆除というのは狩猟シーズンは抜かれるんですね。

有害駆除は狩猟期間も継続できないものなんですか、どうですか。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（佐藤文夫君） 有害駆除とその狩猟期間というのは今のところは別になっております。今、1頭2万円というのはどっちにもかかわらず村ではやっていますけれども、そういうふうに今のところは分けてあります。

○議長（前田三郎君） 星君。

○7番（星 一彌君） これはこれからますますふえると思うんですね。テレビなんかでもイノブタが被災地で異常な繁殖をしているというような報道をしているようですから、近々、鮫川村のほうにも大量に入ってくるのかなという心配が想定されますので、我々は有害駆除と、村の要望に応えるために資格を取って何とか1頭でも2頭でもとろうという方が多いものですから、どうかそういうところをお含みの上、やはりそうした方々の理解を得るような方策で今後進めていただければなど、そういうふうをお願いして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今定例議会におきまして3点ほど一般質問をさせていただきます。

まず初めは、新年度の教育指針についての質問であります。

新年度における幼児教育、学校教育、生涯教育の指針について、次の各点についてお伺いいたします。

第1点目、教育委員会の行動計画において新年度の重点施策は何か、また新たな重点施策があればお示し願います。

2点目、大きな社会問題となっております不登校、いじめ、体罰への対応はどのようになされるのか。

3点目、原発事故の発生以来、幼児や児童の野外活動が規制されてきております。村は平成26年度に屋内多目的スポーツ施設の建設を計画しておりますが、幼児や児童、青少年から高齢者までの広い範囲での施設利用の具体的な計画について教育長にお尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 8番、関根政雄議員の第1番目の3つのご質問にお答えいたします。

まず、第1番目の新年度の重点施策のご質問についてであります。

平成25年度の教育計画作成に当たり、これまでの経緯を踏まえ、大きく2つのことについてご理解をいただき推進を図ってまいりたいと思っています。

第1番目は、学校教育関係では鮫川村の児童・生徒の学力を高める授業改善に鋭意努力することです。毎日の授業充実を図り、どの子ども学校が大好き、勉強が大好きという子供に育つように工夫・改善することです。具体的には、教師集団としての指導力の向上を図り、児童・生徒が学習内容をよくわかるようにすることです。また、教科には教科の特性がありますので、その教科内容の学び方をよく知るようにすることです。

授業の狙いについては、説明をよく聞くだけではなく、協議をしたりディスカッションをしたり判断をしたり、体験型の学習も一層重視してまいります。ここで言う学力とは、読み・書き・そろばん型の学力のみならず、問題を見つけ豊かに感じ取り解決しようとする、今、世界が求めている創造的な学びに近づくことを意味しています。特に平成24年度には小学校6年生児童全員が2泊3日の英語体験学習ができ、小学校では県下にはない貴重な体験をすることができました。学校の使命は学ぶ、その学び内容と学び方にありますので、改めて重点とするものであります。

次に、2番目の健康づくりや生涯学習の面では、生きがいを見つけ、いつでもどこでもとにも学べる場の提供を考えております。生涯学習社会づくりが叫ばれて久しくなりますが、大事なことは生涯学び続ける人間を育てることです。個人と集団が調和する社会づくりです。そこでは当然自立と責任が必要とされます。この目的や目標を念頭に置いて生涯学習を提供してまいりたいと思っています。

新年度から利用できる図書館の利用者数の拡大に努めたいと思っております。さらには、これまで公民館等の事業は提供することに重点を置き努力してまいりましたが、これをもとにして参加型の事業や運営に基軸を変えていくことも、生きがいのある学び方ができるのではないかと考えております。

第2番目のご質問、不登校、いじめ、体罰への対応についてであります。

不登校とは、学校には行きたいが何らかの原因で行けないことを指し、病気や怠学とは区別しております。そこで、不登校になったきっかけと考えられる状況から見てみますと、本人にかかわる問題、子供自身にかかわる問題、あるいはいじめを除く友人関係をめぐる問題、親子関係をめぐる問題、学業不振や入学や進級時の不適応などが考えられますので、各学校においては学校不適応の観点から遅刻、早退、保健室登校等の状況を把握し、不登校の未然

防止に努めております。そして、この不登校の長期化を防ぐためにも、幼稚園、小学校、中学校が連携し早期発見・早期対応に努めております。

次に、いじめの問題であります。いじめの問題事案が発生する背景は、不満やストレスのはけ口として起こりがちです。個人としては、我慢が苦手、自分を大切に思えない、誰かに認めてもらいたいという気持ちのときに、適切な行動についての学習が不足している状態のときに起こりがちであります。

いじめへの問題の取り組みといたしましては、いじめを受けている子は今まさに生命の危機に瀕しているとの厳しい認識のもと、迅速に学校全体と教育委員会で対応するようにしています。また、いじめを考える機会やいじめに関する講演会、児童・生徒による集会、道徳や学級活動における話し合い、教育相談やいじめ調査などを教育活動に位置づけ、その未然防止に努めております。

体罰は、学校教育法で禁止されている決して許されない行為であります。教職員は、児童・生徒の指導に当たり、いかなる場合においても身体に対する侵害、肉体的苦痛を与える懲戒である体罰を行ってはなりません。教育委員会といたしましては、この問題の重要性を改めて認識し、体罰禁止の趣旨を徹底し、教職員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行う教職員、教員については厳正な対応をとる所存であります。あわせて、教職員などと児童・生徒、保護者との信頼関係の構築に努めるとともに、児童・生徒や保護者の体罰の訴えや教職員、教員等との関係の悩みを相談できる有資格者による第三者の相談体制も整備して対応に当たっております。

それでは、第3番目の屋内多目的スポーツ施設整備事業についてお答えいたします。

さきの12月議会において整備目的及び整備方針についてはお答えしておりますが、この施設の整備目的としましては、幼児や村民の運動、健康促進を図るためテント型の屋内多目的スポーツ施設を整備しようとするものです。利用内容は、幼児の多様な遊びや運動に、村民にはフットサル、ゲートボール、グラウンドゴルフ等の運動や健康に係る事業に多目的に利用できるように整備するものであります。

施設活用の具体的な計画につきましては、現在トレーニングセンターを利用しているスポーツ愛好者及びスポーツ推進委員、各地区体育協会役員などの意見や現在の体育施設の利用状況を反映して、さまざまなスポーツの機会を提供できるような利用環境を整備していきたいと考えております。土日などの休日の施設開放では、幼児と保護者が一緒に楽しく活用できるような施設として、また屋外スポーツなどの雨天時の練習場として活用したいと考えて

おります。特に鮫川スポーツクラブとの連携を図り、グラウンドゴルフや体力、健康増進と心の触れ合いの場としてのゲートボールはもちろん、コミュニティー活動の育成の場として活用していただきたいと考えております。

以上申し上げ、8番、関根議員のご質問のお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 教育長から新年度の趣旨についてご説明していただきました。ゆとり教育が見直されて、その後、道徳教育、さらには命の教育とかが大きく叫ばれております。また、大震災、原発事故からちょうど2年が経過しようとしておりますが、学校教育の一つのカリキュラムとして放射能の正しい理解を授業に取り入れられているという話も聞きますが、こういった今の時期に必要な正しい理解、子供にとってわかりやすく、間違った教育の認識ではなく正しい理解を促す教育も一方で必要なのではないかとことを思っております。その点について新年度はどのようにお考えなのか。

また2つ目は、新年度の趣旨の中で、毎年、鮫川の教育が私どもに渡されますが、数年前から青生野小の統合問題が削除されております。今後、学校教育の中でこの統合問題を、強制的に統合するというのではなく問題として取り上げていく時期なのか否か。また、今後の青生野小学校の入学予定者数、今年度、来年度、再来年度と出生者がわかりますので、そういった入学者数はどのようになっているのか。また、新年度以降、そういった統合問題に教育委員会として取り組むご姿勢があるのかどうか、2点お尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 2つのご質問にお答えいたします。

先ほど来出てまいりましたゆとり、道徳、何々教育ということについてであります、放射線も含めまして食育等も、ここに出てまいりましたものは全て本村の学校で年間のカリキュラムの中に位置づけて実施しております。

それで、正しい理解ということでもありますけれども、正しい理解ができ得るように、学校によっては外部から講師先生をお招きして、保護者も一緒に聞いて正しい理解をしているという学校もありますので、今おただしのことについては新年度からではなくて24年度も実施してまいりましたので、これからも続けてまいりたいと思っております。

2つ目の青生野小学校の統合問題でございますが、青生野小学校については、正直なところ、今年度こういうことも含めまして当然保護者の皆様とまずお話し合いをしなければならぬと思っておりましたが、今回、特に11月、12月以降、別な問題が新たに発生いたしまして、

今のところ教育委員会としては接触できない状態であります。

入学者数でございますが、入学者数は来年度、25年度は2名、そして次の年はなし、次の年が1名というふうに推移していく予定でありまして、できるだけこのことについても地域の皆様方のお考えを十分尊重してまいりたいと思っております。

なお、教育委員会としてはもう既に今から10年前に決めておりますので、あとは地域の皆様方のご理解を十分得られるようにしてまいりたいと思っております。

以上でお答えいたします。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 次に、不登校、いじめの問題であります。体罰も含めていじめ調査をされるということですが、日本の行政はどうしても起きてから対策をとるといって、後手に回るといって、起きないために何をやるかというのが肝心であると思っております。実際、学校の教育現場ではどのような実態なのか。体罰も含めて、そういったその水面下に隠れている部分、表面に出ない部分について現場の調査をするのがこういった大きな問題にならないうちに未然に防ぐ施策だと思われませんが、そういったアンケート調査等々を今までおやりになられていたのか、もしおやりになられていればその結果はどうだったのか、新年度はどのようにお考えなのか所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） お答えいたします。

普通、生徒指導上の問題としておりますが、このことにつきましては各学校で学期ごとに、1年に2回の学校も3回の学校もありますけれども、児童・生徒からアンケートという形で情報を得ております。なお、年度末には保護者も含めて学校に対する信頼度調査、評価といえますけれども、そういうことを行っております。

今回、特にいじめについては全国的な問題でありますので、県の指導もありまして子供たちへの調査もいたしました。そして、保護者にも直接調査をしまして、封筒に入れるようにしまして直接、校長のほうに行くようにして、何か困っていることがあるかどうかということ調査いたしました。その結果、3つの学校とも一応ないということでありまして。ただ、中学校で1件、いじめではないんですが不適切な言葉があったということで、保護者に確かめましたところ、これは体罰ではないということで、一応本村ではゼロということで回答が来ております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 次に、屋内スポーツ施設の再質問であります。私ども議会では過去に、350万でしたか、設計費用の承認をいたしました。その後、設計書をおつくりになる進捗状況、どの辺までお進みになっているかが一つであります。

それと、この屋内スポーツ施設は2億5,000万という大変巨額な、近年まれにないスポーツ施設の建設であります。26年度に国・県の補助金をいただいて計画すると、村長から全員協議会を通じて詳細にわたって説明をいただきました。

この巨額な公共施設は、今、教育長の説明にあったとおり多目的に幼児から高齢者まで使える施設ということで、フットサル、それからゲートボール、幼児の屋内運動施設、さらには屋外で遊べない子供たちの、スポーツクラブの団体の運動施設ということで位置づけるということですが、こういった大型施設の建設に当たって、体育協会、さらには村内にあるスポーツ団体、学校関係のスポーツ少年団等々、さらには青年等々が多分やられるかと思いますが、フットサル、果たしてフットサル人口というのはどのくらい村にあるのか。最後には、高齢者の方々が楽しみにしているゲートボール、このゲートボール協会が多分あるかと思いますが、ゲートボール人口というのは年々どのぐらいに推移しているのか。こういった総合的な方々のご意見を公聴会を開いてお聞きして26年度の施行の参考にすべきと思います。

当然、議会の議決も必要であります。議会は議会で調査をして、投資効果があるのか否か、これは慎重に調査をして論議すべきと思いますが、そういった村民の方々のご意見をどのようにお聞きしてこの多目的運動施設に反映させるのか、進捗状況とそういった村民のお声をどうやってお聞きするのかという2点について再質問をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まず、スポーツ人口ということですが、フットサルについては、そんなに多くはありませんが、愛好会という形で利用しております。それから、ゲートボールについても、青生野まで含めた7地区でゲートボール人口というのは非常に多いわけです。

それから、体協を含めてそういう方々のご意見は十分やっぱりお聞きする。26年度ですから、早急にご意見をお伺いしていくことはやっていかなければならないかなと、こんなふうに思っております。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） あと、答弁漏れ、設計の進捗状況はどのように現在なっているか。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 一応、原案は前にお示ししたとおりでございますが、その後まだ進んでおりません。

以上です。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 基本設計ということで実施設計にまだ入っていないという解釈でよろしいですか。慎重にこの問題に対しては取り組み、調査をさせていただきながら、投資効果のある施設でなくてはならないという観点の中から対処させていただきたいと思っております。

続いて、第2点目は、村民の命とも言える飲料水確保の支援策についての質問であります。

村民の生活には欠かせない飲料水確保事業については、簡易水道の普及率も年々高まっていることへは村民ともども高く評価をしております。しかし、自家用水道を使用している家庭がいまだ50%以上あり、その半数以上は湧き水や沢水、地下水に依存していることが昨年のアンケートにより明らかになりました。

大地震発生後、飲料水確保への補助を導入し、その緊急支援を受け水源が確保されたと思いきや、その後も、余震の影響なのかどうか湧き水に悩む住民が多くいるのが現実であります。これらの対策として、自家用水道対象者の中で水不足に悩む住民への飲料水確保支援事業を今後も継続的に計画、実施すべきと考えますが、村長のご所見をお伺いたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2番目の質問、飲料水確保の支援策についてのお答えさせていただきます。

平成23年7月に行いました自家用水道に関する住民アンケート調査ですが、アンケート回収率は75%でありました。調査の結果は、村水道を使用している戸数が43%、自家用水道を使用している戸数が57%でありました。これはそのまま村の水道普及率に反映しているのかと思います。また、自家用水道の取水方法は、井戸水が40%、湧水が51%、沢水が15%となっております。自家用水道で湧水、沢水を使用しています世帯はアンケート結果で66%、300戸弱となっております。村の水道の普及率は平成24年4月1日現在で43.8%、全世帯の

半分にも達しておりません。水道施設の拡充を図る必要があると考えております。

村では、現在、水道未普及地解消事業を、厚生労働省の補助を受けて給水系の拡張工事を行っております。落合地区の給水戸数12戸は平成23年度に給水を開始しました。茅地区の7戸につきましては今年度中に給水を開始します。来年度は、岫長地内にある酒垂地区の水源池を廃止して、西部地区の水源を酒垂地区の配水池に接続する工事を行います。寅卯平地区の給水区域拡張工事は平成26年度から計画をしております。茅地区と寅卯平地区が給水開始することで水道普及率が50%近くになると思われまます。

ご質問の自家用水道復旧支援事業であります。平成23年3月11日発生の東日本大震災及びその後の余震により井戸水がかれた、あるいは湧水が出なくなったなどの意見が多く寄せられましたので、村では、自家用水道施設に著しく被災された方の生活支援を図るため、平成23年7月15日発行の広報「ほっと通信」でお知らせして、自家用水道復旧支援事業を平成23年度に限り実施させていただきました。

事業内容は、震災で被災した自家用水道の修繕費用に対しまして50%の補助、補助限度額を10万円とさせていただきます。事業の実績は、申請件数44戸で補助金額が381万5,000円であり、修繕の内訳は、井戸の新設が17戸、配水管の新設は12戸、そのほかは水源貯水槽の補修などであります。

現在水不足で悩んでいる世帯に対しまして飲料水確保支援事業を導入すべきとの提案であります。村としても、水道普及率が半分にも達していない現状ですので、集落内の数軒が水源を確保し共同で使用する水道施設の整備経費に対しましては補助制度を検討したいと考えておりますが、個人水道施設への補助制度は今のところ考えておりませんので、議員各位のご理解をお願いし、8番、関根議員へのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 村長の答弁で、共同整備は計画をしたいと、個人整備については支援を考えていないということであります。この共同整備の基本的な骨格・骨子については今後打ち出されると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、共同ですから2名以上で水道施設、あと、その地区によってもまた違うと思います。3戸ある地区には3戸、5戸ある地区には5戸が共同で、そういった事業に対しましては補助を考えていきたいと思えます。補助時期に関しましてはこれから精査をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） ぜひとも村民の、特に井戸水で、あるいはまだ沢水、湧き水に頼っている村民が多いということを視野に入れていただいて、支援策のご検討をお願いしたいと思っております。

続いて、3番目は、先進地視察、自主的研修への経費負担についての質問であります。

村の少子高齢化や人口減への対応、産業の振興策、教育・福祉・医療の充実策など問題は山積しております。これはどこの自治体においても共通する課題であります。しかしながら、全国には、住民と行政が協働の汗を流してこの難問題に対処し見事に解決している自治体も数多くあります。これらは今後の本村の振興計画の策定や地域づくり・人づくりに大いに参考にすべきと考えております。

村では過去に海外研修に助成した経過はありますが、今後、村民が所属する団体や職員の自発的かつ意欲的な計画に基づく先進地視察や研修会、セミナーなどへの参加の経費負担をし、今後の村づくりや人材教育への支援策を講じるべきと提案いたしますが、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の3番目の質問であります。

議員のご指摘のとおり、全国には住民と行政が一緒になって地域の課題に取り組み、すばらしい成果を上げているところが数多くあります。そのような町や村を実際に訪ね見聞したり研修したりすることは、本村の地域づくりやそれを支える人づくり、人材育成に大変有意義なことだと思います。

本村では、平成2年度から12年度にかけて、村を担っていく人材を育成する目的でふるさと後継者育成研修事業を実施し、研修の費用を助成しました。この事業により、72名の村民の方に海外での貴重な経験をしていただくことができました。そして、研修に参加した多くの方に、その後、村の振興のためにお力添えをいただきました。大変ありがたいことだと思っています。

議員ご提案の村民が所属する団体の職員や自発的かつ意欲的な計画に基づく先進地視察や研修会、セミナーなどの参加への諸経費負担ではありますが、本村が将来にわたって自立していくためにも村を支える人材育成が最も大事であると思います。そのためにも意欲ある村民

の方や職員が有意義な研修をすることは必要なことであり、大事なことだと思います。来年度から振興計画の策定事業に入ります。それにあわせて、村民や職員の自発的な研修に対する支援策を検討したいと思います。財源の問題もありますので、支援策を講じる場合、どのような方法がいいのか多方面から検討していき、公平性を欠かないような支援策を検討していきたいと思います。

以上で関根議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 関根君。

○8番（関根政雄君） 農業の振興を図るべく堆肥センターの建設、今年度は図書館がいよいよオープンいたしますが、毎回この話は何度もさせていただいておりますが、ほぼ村のハード的な設備は整ったと。まだ今後、定住促進やら課題は残っておりますが、そういった中でやはり今後、人材育成、人づくり、担い手育成、さらには目に見えない予算措置を講じて、人口がどんどん減っていく中でこの村が大好きだと、愛してずっと住み続けたいという人をふやすためには、今、村長の答弁にもありましたように人材育成に力を注ぎ、また予算措置をしていただくということでご答弁をいただきましたので、今後さらに詳しくご検討いただいて不公正のないように、また予算措置をした以上、報告会を開いてきちんとした形で村民に還元するということで、人材育成にも配慮して村のシフトを変えていただきたいと思います。

以上で私の3点にわたる一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで午後3時まで休憩します。

（午後 2時50分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

11番、前田武久君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 今回の3月定例議会で2点について村長、教育長に質問いたします。まず、第1点の公共施設の休日扱いについて。

年に一度の数日の正月休暇、日常の疲れを癒やすため、自分たちのためにつくられた村民保養施設「さざり荘」に行ってみると休館。村民はもちろん鮫川村への帰省客も嘖然とし、諦め切れず村外の公営温泉施設まで足を運んだという多くの村民からの不平・不満や改善策が寄せられているが、公共施設に対する村長の見解をお尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の公共施設の休日扱いについてのご質問にお答え申し上げます。

村民保養施設「さざり荘」の運営につきましては、議員各位のご支援を賜り感謝を申し上げます。

ご質問の休館日については、村民保養施設管理規則第4条に基づき、祝祭日にかかわらず毎週水曜日と、大みそかの12月31日と1月1日から1月4日までの5日間としているところであり、年末年始の休館日は、旧さざり荘が12月29日から1月3日までの6日間でしたので、年末を2日間営業日をふやして大みそかのみを休館にさせていただきました。お正月は家族団らんをするために利用者が少ないものと予想したため、4日まで休館としたところでもあります。

新築されましたさざり荘は予想以上に利用される方が多く、せっかくさざり荘に足を運んでいただいているにもかかわらず休館日では申しわけないことでありました。休館日については、社会福祉協議会を指定管理者として運営しておりますので、検討課題やニーズを把握し、サービスの向上に向け早期に社会福祉協議会と協議をしたいと考えております。

平成23年4月にオープン以来2年が過ぎようとしているところで、住民へのサービスや運営についても、あるいは施設利用料金などについても、もちろん村外の方からは利用料金については小言はありません。大変喜ばれておりますが、村内の利用者の皆さんからは小言があります。その辺は、ご提案いただいた皆様方のご要望とかいろいろな課題があると考えます。

議員諸君におかれましても、ご指摘の点があれば随時ご意見をいただき改善に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 村長にお尋ねしたいと思います。まず、村長はご承知のとおりであ

と思いますが、先ほど通告に従って自分たちのため、自分のための施設だと思ったということでございますが、村長は指定管理者でありますね。指定管理者でありますし、委託しておるのが社会福祉協議会ということで社会福祉協議会長でもありますし、村長として執行者でもありますね。そういう立場で意のままになる施設であるのか、または委託されておる施設長、従業員、職員のものであるのか。当然、私から聞かれるまでもなく誰のためであるのかはわかると思いますが、再度そこら辺を確認しておきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） お言葉であります。まず、さざり荘は利用者の皆様方の施設であります。ただ、新しいさざり荘になりましてから、先ほど申し上げましたように、旧さざり荘の場合には12月29日から1月3日までの6日間お休みということでありましたが、その分、新しい施設で皆さん方に少しでも利用をいただくという考えで1日だけ短縮をさせていただいたということでもあります。施設で働いている皆さんもそれぞれご家庭があります。お正月に帰ってきた皆さんと団らんの時間も欲しいのでは、そういった配慮でこういったことをさせていただいたんですが、これが皆さんに不自由であれば、働いている人たちの理解を得ながら相談させていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 旧さざり荘、旧施設ね、あれはとにかく正月とか休日に利用するといっても、なかなか村民の期待に沿うような施設ではなかったんだね。ところが、21年に村長は本当は1億円の金をかけて、そのほかに5,000万くらいの買収費をかけて1億5,000万以下でやるんだと、それ以上はかけないと。その後、倍以上になったんですね。そういうお金をかけながら、そしてまたこの前、1月になってからだったかな、東京鮫川会があったよね。出席してあの場に臨んだところ、やはりふるさとから出て行った人たちに言われたんですよ。正月に行ってみたら何をやってんだと。楽しみにしていた温泉にでも入ってゆっくりふるさとを満喫しようと思ったところ、入れなかったと。しょうがなく白河のほうの公共施設に足を運んでゆっくり入ってきたよと。

それで、よその地域は第三セクターでやっているわね。そういう殿様営業はしていないですよ。ご存じのように、ユーパル、それから湯遊ランド、皆これは住民のために、町民のためにつくられた施設であるわね。よそのほうの施設の営業状態、運営状況を把握されておるんですか。その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この営業日を決めるに当たりましては、それぞれ他町村の施設を検討させていただいた上でこういった結果であります。ただ、今ほど東京鮫川会のお話も出ましたが、そのとおりでありまして、こういった施設はやはりお正月に鮫川村に帰ってきたときの癒やしになるのかなという思いがあります。この辺十分検討させていただきたいと思えます。

なお、皆さん方からも、どういった営業日がふさわしいのか、あるいは休館日がいつであるといいのかということもそれぞれご提案いただければと思います。参考にさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） よその状況がわからないみたいなので私が申し上げますけれども、ユーパル矢祭は年中無休ですよ。ここはもう営業して数年たっていると思うんですが、正月というか年中無休でもって、有給をとったのには数年間のうち数日だそうです。それは何かの事情があって有給をとられたと。それから、湯遊ランドも無休ですよ。正月休みはないです。ただ、そのかわり、従業員の待遇を考えて2月に代休をとらせてやるというようなお話でありました。郡内でのそういうふうな状況をお知らせいたしますけれども、やはり今後検討するじゃなくして、お盆がまた近いんだよね。

それで、去年も恐らくそのような状況で、さぎり荘をせっかく去年は改造して、24年の正月は初めての正月だね、ことしは25年だから。初めての正月もそういうふうに休暇をとったんだね。お盆もそうだね、昔のさぎり荘の例に倣って。

それらを決定されるのは村長が決めたんだっぺ、指定管理者が。村長がそういう一存で独断専行でやるからいろいろな誤解を生じるんだよ。それを早急に改める考えがあるかどうか。そして、今度のお盆休み、来年の正月休み、それから休暇なんかは、これは区民使用では交代制でもって営業ができるんだわね。さぎり荘は普通の暖房というか、給湯施設じゃないんだからね。あのボイラーを一回休ますと温度を上げるまでの燃料効率が悪くなるわけだ。そういうことも十分考えて、またその従業員、職員の雇用状況も工夫次第では改善できるんですから、早急にその対策をとる考えがあるのか、どうしたほうがいいのか部内で検討されたんですか。どうなんだかその辺をお聞きしたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、従業員の健康のための休みというのもとても私は大事だと思っております。ですから、そういう従業員に皆さん気持ちよく就業してもらうことも一つの施

策かなという思いもあります。

あと、お風呂は1週間に一回はお掃除するんですね。お掃除して全部お湯を入れかえる、こういったことで水曜日をお休みにしている。この辺がどうなのか、今度、実際に営業活動に入っていますから工夫できると思います。こういった面、あるいは年の休館日が果たして適正なのかどうなのか、お正月休みの休館あるいはお盆の休館が果たして必要なのかどうかまで含めて今後検討させていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 当然それらの内容等が十分検討されて、村民の期待どおりの報告を住民にいろいろな文書あるいは同報無線等で周知していただきたいというふうに要望しますが、それはできますか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 年間無休というお約束はしたくありません。休みは設けさせていただきます。ただ、お盆が、お正月が、そういったことに関しては検討させていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） そういう考えね、年間無休はできませんと村長が断言するべき問題じゃないと思うんだよね。住民のための施設ということをさっき承知しましたね。その考えがあるならば村民、住民の声を聞き入れるべきなんだよね。その辺、大丈夫ですか、村長。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、あのさぎり荘も働いている人がいるから営業できるんですね。こういった人の思いもあると思います。年間無休でオープンしろというご指摘内容ですが、この辺も私から、いや、そうでなく休むと言うのもなんでしょうから従業員と検討しながら、皆さんの了解が得られるように話し合いをして、前田議員の要望にも応えていくような方向で検討させていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） わかりました。そのお約束を実行していただきたいと思います。

それでは、2点目の図書館の開館について質問いたしたいと思います。

まず、改築工事が契約どおり履行されたか伺いたい。

次に、完成引き渡しは3月と昨年12月の私の一般質問に答弁されていますが、相違ないか伺いたい。また、図書館の移動準備にどのようにかかわっているのかお伺いをいたしたいと思います。この図書館の移動準備に対しましては、前回、教育長が答弁されておりますので、

その準備体制について答弁をお願いしたいと思います。

次に、4月開館に変更ないものと思われませんが、いかがか、答弁を求めるものであります。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の2番目の質問、図書館の契約と開館のご質問についてお答えいたします。

まず、改築工事が契約どおり履行されたかという質問であります。図書館災害復旧工事につきましては、議案の報告第1号でご説明申し上げますが、請負額について181万9,650円の増額及び工期を平成25年3月29日まで延長することとしております。主な変更の内容といたしまして、既存施設の床材の変更及び図書保管庫内の移動書架の整備における変更でございます。

工期につきましては、当初見込んでおりました支障電線等の撤去に不測の日数を要したことから、なかなか解体工事に着手できなかった経緯がございました。これにつきましては、再三、業者の方に連絡し何度も催促を行いましたが、NTT東日本において1カ月ほど電線の撤去をしていただけなかった経緯がございます。また、1月14日の大雪において除雪作業を優先させたことで若干の日数を要したため、工期を延長いたしました。

その後は工事は順調に進んでおまして、現時点では既存の施設と接続する工事に至っております。また、業者との打ち合わせも頻繁に実施して期限内に完了するよう工事を進めているところでございます。

移動準備及び開館につきましては教育長からお答えします。

○議長（前田三郎君） 次に、教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 移動準備及び開館につきましては、工事終了後おおよそ2週間の期間において書籍の移動を考えております。旧鮫川保育所、歴史民俗資料館などに移動した図書を、分類ごとに仕分けを行った上で書籍の陳列となりますので、なるべくスムーズに開館ができるように考えておりますが、最低でも4月中旬まではかかるかと思われれます。よって、4月1日から図書の移動準備期間として2週間程度、図書の貸し出しを中止する予定です。

なお、この間の図書の貸し出しにおいては電話予約で対応し、利用者の皆様へのサービスを低下させないように心がけておりますので、ご協力をお願いいたします。

以上、お答え申し上げてご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 私ども図書館の入札執行については議決しておりますけれども、改めて入札執行日、それから工期についてお尋ねします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 入札執行日と工期につきましては、ちょっとお待ちください、担当者、書類を持ってきていますか。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 執行部はちょっと書類を持ってきていないのでわかりませんが、当初の工期は2月28日でした。変更して3月31日ということになっております。執行日は、今調べて後でご報告させていただきます。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 報告願いたいと思いますけれども、この前の答弁で承知のとおり、2月28日工期満了だね。本体は2月28日でもって完成ということですね。それが村長の答弁ですね。それで3月から図書の移動、4月開館というような答弁で、当時は10日間のおくれがあるというような報告、しかし4月の開館には間に合わせるというようなことでございました。

それで、執行日は今報告されると思うんですが、工事遅延に対する特殊な事情。それで、福島県では工事請負の約款がありますね、契約約款というのが。それに準じて鮫川村も、鮫川村工事請負契約約款というものがあろうかと思えます。その約款の内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 工事約款等については総務課長のほうよりお答え申し上げます。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（芳賀 亨君） ただいま約款を持ち合わせておりませんので、手元に持った上でご説明申し上げたいんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 福島県約款、それから鮫川村工事請負約款、これはインターネット

に全部入っているんですね。このことについて執行部は質問されるのがわかっていてそういう書類を持ち合わせないというのは、これは甚だ時間の無駄遣いですよ。

それで、工事の遅延、これは2月28日の工事の状況を見ますと、2月28日にやっと鉄骨の骨組みをつくったんですね。その前に基礎工事のコンクリートが数日前に終わって建て方がやられた。工事監理者というのは誰に任せておくんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） あそこは、工事監理者は辺見になります。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） これから後に24年度の補正予算を専決処分で採決を図ろうかというふうな段取りになっておりますけれども、その中に変更になった項目は、私が一般質問をするときにそれらが追加で入ることが報告されていますね。それがなぜ今ころ……。それが理由でもって工期延長になったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、工事の延期になった理由は、この前の全員協議会でもお話ししましたように、最初の延期は、取り壊すための重機が福島県になかなか入らなかった。あの大きな機械が仙台のほうにあったようで、仙台の事業のほうになかなか終わらなくて重機の手配ができなかったと。その機械の数が福島県でも少ないようです。そういったことで業者のほうが大変苦勞して、あのコンクリートを外す大型機械、バックホーというのか、あの機械が手配できないために申しわけないけれども、今おくらせていますというお話を聞きました。

あとは、今説明しましたようにNTTの電話回線とか東北電力の電気の回線の、この事業所も大変仕事が混雑しているようで、鮫川村に入ってくるのが1カ月ほどおくれたそうです。この工事がおくれたために、この回線を外さないとこの仕事に着手できなかったという影響もあるそうです。

あと、この時期にちょうど合わせまして1月14日の大雪でありました。この大雪でやはり村内の除雪を優先させていただいたものですから、除雪に3日ほどかかりました。こういったことが積み重なっての仕事の遅延かと思えます。

ただ、今の福島県の状態は、鮫川村の事業所だけでなくどこでも入札が不落になったり工事の遅延はあるようですので、これは、それぞれの事業所がたくさん災害復旧のための事業を抱えているようです。村内の事業所のことでもありますから、その辺をどうぞご理解いた

だきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 入札執行日の期日はわかりましたか。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（北條利雄君） 書類を持ってきていないので、これから持ってきてもよろしいでしょうか。

〔「いいよ、出て行って」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） それで、その入札状況は恐らく前の定例会に報告されたと思うんですね。私は、業者が何名入ったというようなことで質疑したと思います。たしか三、四件ぐらいの業者しか入らなかったものね。それで、唯一、村内の業者が1社入ったと、大したもんだと村長が言っていたよね。その時点で仕事ができるかできないか、よその業者は皆承知しているんだよね。とらないんだよ。そういう状況というのはわかっているし、まして図書館の建設については、村長はその後12月の定例会でちゃんと指導すると言ったね。工期内に完成するように指導すると。その指導、あの業者と協議とかなされたんですか。

それから、今、村長が言われたように、業者は一切遅延に対する瑕疵はないというような答弁ですね。みんな発注者側の勝手でもって業者におくれさせたという答弁を今いただいたんだけど、それで間違いないのかい。大雪のせいとか電気工事のせいとか。それで、入札、2,000万円以上はちゃんと保証金というのを積んでいるわね。だから、そういうもろもろの詳しい内容について答弁願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、これは業者の責任じゃないし、私のほうの執行者の責任でもないと思います。自然災害ということでご理解をいただきたいと思います。

あとは指導ですが、職員が再三にわたり、工事の遅延は大変議会でも問題になっている事業だから気をつけてやっていただくように申し入れはしているはずでありますし、私も確認しております。まだおけているからまた早くやるように言ってきました。そういった職員のまめな催促というか督促はさせていただきました。ただ、相手が、一生懸命やっではいるんですけども、いろいろ事情があったようであります。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 約款には天災と、これは気象条件、先ほど3日雪掃きをやらせたか

ら工事がおくれたと。5,500万円の仕事、そして今回また追加補正で180万円くらい、専決処分で皆さんの議決を問うというような話になりますが、教育振興にはもう2年かかっているんですよ、図書館耐震計画がされてからね。そして、今、教育長が答弁したようにあっちこっちに図書を移動して、これは子供の教育にもかなり影響している。それをそういう穏便策で、そしてこの工事遅延に対して業者に対する一切の責任がないとすれば、これは村長はどういう責任をとるんですか。不履行に対するペナルティーというのがあるんですよ。ちゃんと約款にうたっているはずだよ。それらも一切問わないで村民に納得させるというならば、やはりこれは執行者として余りにも責任のない、執行権を振るっているというふうに村民から疑われてもやむを得ないと思うんですね。そういうことをこれから続けていったんではね。

そしてまた、そういう状況をわかっていて震災後に発注しているんですよ。3.11の後の工事発注状況は県の新聞紙上でも何でも、きのうの新聞でも見えますけれども、入札執行されない件数もかなりあると。これは当然ですよ。今、資材も何も供給が足りない、需要に追いつかないというような状況で、建設会社もそんなことは承知してやっているんですよ。だから、責任のある請負工事をしたいから、みんなできないものはできないと言ってやらないんです。

今度請け負った業者は、村内の公共工事、もう自分の器量に合うつもりで入札執行に臨んでいると思うんですけども、それらを審査する業者選考委員の人たちはどういう選考の仕方をしているんだか、その辺も俺は再三、前にも一般質問で村長にただしていますけれども、その人たちにも問題がありますよ。地元の業者を優先して使うのは私たちも常に言っていることです。しかし、村民に迷惑をかける、公共資金をそんな気まま勝手に、今回は村長は、これは発注者の責任だと、発注者がわがままを言って延長させて工事をおくらせたと言って済むことではないと思うんですね。

そのほか、村長は余り詳しくわからないかもしれない、地域整備課長ならわかるかもしれないけれども、今まで同様の業者に発注してその工期がちゃんと守られていたのかどうか、その辺、後で資料を全部提示してもらいたいんですけども、議長、それを求めておきます。

それから、24年度の未執行、不履行の事業、工事がいいのかどうか、それらも含めて。それと、最初から入札執行日から契約の工期、業者には約款というのは渡していないんですよ。

〔「承知しているものと思っています」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） だから、業者も知らないかもしれないから、その辺は役所できちんと指導して責任を果たさなくちゃならないと思うんですね。私も約款をインターネットで調べたんですよ。そうしたらちゃんとあるんですよ、福島県とそれに準じた鮫川村の約款というのが。これは全部私はコピーを持っています。

こういう私物化するような行政運営では困るので、私は今回質問しました。だからこの前も、毅然とした態度でもってその契約履行を果たしてもらうようにということでちゃんと申し入れたはずですよ。そうしますというような約束があっただけからまだ半年ですね。今年度も間もなく終わりますけれども、それにまた専決処分で追加工事、床の張りかえ工事くらいで工期延長をしたり、それは別に発注すればいいんですよ。

それともう一つ、これは25年度の計画に入っていますけれども、さっきのコミュニティーセンターみたいな買い物弱者の施設、その敷地を買い求めたね、1,000万円で。あの施設の駐車場は今すぐ発注して着工できるような段階になっているんですか。あの場所は誰が利用しているんですか。みんな便宜を図っているんじゃないですか、その図書館の遅延業者に対して。その辺の村長の答弁をお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、前田議員の質問遅延の理由であります。9月26日の入札であるとき指名させていただいたのは4つの業者でありました。このうち鮫川村は1社だけで、ご承知のとおり湯座建設がそのランクづけで該当したということです。そしてあとの業者は、入札の内容ですが、ほとんどの業者がオーバーして失格して湯座建設が一番安値で落ちたということです。ただ、この湯座建設の参加は、皆さんが常々言っている地元の業者を使ってくれというそれぞれ地元の商工会からのお願い、これはもちろん入札ですから地元優先でえこひいきしたわけでもありませんし、地元の業者がとってくれたことで大変うれしく思っておりました。

もう一つ、工期の延長であります。こういった福島県の工事はどこでも今、不落が続いている。これは、各事業所が工事を持ち過ぎている、あともう一つは資材が急騰して長期の工事は下手に請け負えない、そういった内容もあるようです。このときに湯座建設が果敢に請け負ってくれたことに、これは請負が成立しないと、この入札だけでも設計し直しになりますから1カ月ほど今度はまた工事がおくれてしまいます。こういったこともありましたし、湯座建設のこのときの落札で落ちたことで私は大変感謝しているところであります。

ですから、発注者としての責任はどうかというと、この遅延の責任は発注者にある、私にはないと思います。これは自然災害、あるいは今ほど申しあげましたように電気とか電話の通信網の工事が1カ月ほどよその工事でおくれてしまったと、こういったことも湯座建設側にすれば、あそこを外してもらえないからなかなか工事が進まないんだというのを職員が聞いてきて、そちらの方にも早く言ってくださいということですから、村のほうではそちらのほうにもかけ合いました。

あと、一番のまず工事の遅延した理由は、先ほど申しあげましたように、あの3階建てを解体する機械のレンタルがなかなかできなかった、それに一番あるようですから、その辺はどうぞ東日本大震災のための遅延だということに理解をいただきたいと思います。

そして、あの工事の入札が実行されなかった場合にはまだまだ工事がおくれるわけですから、こういった意味でも何とか1カ月のおくれを、気合いをかけてこれから4月中のオープンを工事者にはお願いしますから、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 通信とか電気工事は誰が発注するんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 工事のためのあれでしょう。課長、この……

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（北條利雄君） 撤去工事につきましては業者のほうで……

〔「一切含まれているんだべ、それ」と言う人あり〕

○教育課長（北條利雄君） 含まれています。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 村長が湯座建設という名前を出したから。私は業者名は全然言っていなかったんですけども、湯座建設ということは私も承知していましたよ。ただ、そういう名前は上げたくなかったから言っていないんですけども、今報告があったように一括請負でやっているんでしょう。それがどうしてそういう理由なんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） やっぱり現場の都合でなかなか鮫川に来られないという、担当者から、なかなか電話あるいは電気の工事が進まないものということがあったものですから、そちらのほうに早くお願いして進めてもらえというお話をしたということでもあります。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） それは答弁にならないですよ。それは湯座建設の弁護でしょう。そんな答弁がありますか、村長。それで、業者は責任ないと雪がちょっと降ったから村で除雪させたからと。そして俺にも責任はないと。そんな答弁、村民はこれは全部聞いていますからね。何でそういう特定の業者だけそんなに弁明をしなくちゃならないんですか。そんなものは言いわけにならないですよ。それは答弁になっていないです。同じ業者でしょう。同じ業者が内輪の、従業員が仕事をはかれなくなったやつ、それを言ったけれどもやらなかったからおくれたと。そんなことは遅延の理由にならないです。これは約款の不履行、義務違反に反していますよ。それができないようでは私はこれは承知できませんからね。

それと、工期延長の協議内容と、その前に指導された内容と、さっき言った辺見設計事務所を監理を委託しておくんだからその監理状況と、それから工事の工程表、9月何日かに入札執行されたならば、それから14日以内とか7日以内とちゃんと約款にうたっているでしょう。工程表を村に発注者にちゃんと届けなくちゃならないね。報告する義務がある。そういうことがちゃんと出されているはずで、その資料をすぐ提出していただきたいと思います。昨年執行されたものの書類が全部そろっているはずですから、その提出を求めます、議長ね。

前にぶり返って言いたくないんだけど、村長は前から我々議会にも村民にもいろいろ約束しているんですよ。それがころころ変わるようでは、そして理屈にならない答弁をするようでは村民から不審がられるからね。まして、今、大事な時期なんですよ。毅然とした態度でもって村民に安心を与えるような執行者になってもらいたいし、そういうことをよく求めます。

それで、私は考えとして聞きますけれども、再延長された期間というのは何日で、工期完了日は何日で、それと開館が何日だか、それをちゃんと答弁願います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 工期の延長は、先ほど申し上げましたように2月28日が第1回目の期限でありましたから、これを3月29日まで延長するものであります。3月29日には何とか引き渡しをお願いしたいということでお願いしてあります。

ただ、くどいようですが、私は、今回の延期の一番の原因は解体作業に入るのが1カ月おくれた、そういったことが一番の原因であろうと思います。これは、東日本大震災の影響がそれぞれの業者に及んで、それぞれの業者は今手いっぱいなんだということをご理解いただきたいと思います。私は別に業者の弁護をする気はありませんが、そういった事情の中での

工事の受け渡しだったということをご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 何か答弁が答弁になっていないので、9月に入札執行されて1カ月解体がおくれたって、それはどういう意味ですか。あれは解体が始まったのいつですか。たしか12月定例議会のときだね、解体したの。そして村長は、今だから言いますけれども、私が一般質問したね。そうしたら3階だけ壊すんだというような言いわけをしたけれども、あの3日前にあそこを歩いて行って、湯座建設がああコンクリートの躯体を壊したときに、何だおまえら全部壊しちゃってと聞いている人がいるんですよ。村長も3階だけ壊すつもりで考えていたんだ。

それが、朝、役場へ出勤するときに現場を見てみたら、3階から下まで全部あの機械で壊しちゃって、何やっているんだ、おまえら、こっだに壊しちゃってと。本当はこれは言いたくなかったんです。本当はあの12月に私は追及したかったんですけども、そういうふうに村長が言いわけするならば私ははっきり言いますけれども、村長だって3階まで壊すのはわからなかったんだ。3階から下まで壊すのは考えていなかった。それは本当でしょう。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 鉄骨が3階までつながっているんですね。

〔「鉄骨じゃない。あれは鉄筋です」と言う人あり〕

○村長（大樂勝弘君） 鉄筋ですか。ですから、ああいった工事になると3階まで壊さなくちゃ絶対できない工事であったはずですから、そういった設計になっていたと思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 村長はそうではなかったとは言わないから、それはやっぱり間違いなかったんですよ。ただ、私もあのとき言ったはずですよ。鉄筋コンクリートづくりがどうやって、今はすごい技術があるんだと、3階部分だけを壊せるんだからと。だから5,500万円でできるんだというふうに関心を持っていました。そういう裏話まで私はしたくないんですけども、やはり村民のための執行者なんですからね、村民から選ばれた執行者なんですから、業者の言いわけをするための執行者じゃないということを肝に銘じていただきたいと思います。

それで、開館はいつなんですか。3月29日とは言っていますけれども。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 開館の予定はまだ立っておりません。書籍の移動もありますから、書

籍の移動を終わった後に開館になると思います。

○議長（前田三郎君） 前田君。

○11番（前田武久君） 先ほどの答弁では4月中旬開館と教育長が言っているんですよね。村長はわからないんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 日にちはわかりません。4月中には開館したいと思っているということです。

○11番（前田武久君） とにかく、これから村長も執行者として二言のないような答弁をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（前田三郎君） ただいま前田議員から各提出書類の要望がありましたので、これは後日でもよろしいですから、それに沿った書類の提出を求めておきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（前田三郎君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本件について報告を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案書の1ページ、2ページをごらんください。

地方自治法第180条第1項において、「議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、」「長において、これを専決処分することができる。」と規定しております。この規定によりまして鮫川村図書館災害復旧工事の請負金額を181万9,650円増額する変更契約を専決処分したので、これを報告するものであります。

変更契約の主なものは、施設を素足で利用できるようにするため、ビニール床シートを床タイルカーペットに変更したことと、倉庫の書架については既存のものを再利用する計画で

したが、移動式収納書架に変更するものであります。あわせて、NTTの電話回線及び東北電力の電力線の撤去や防護管の設置に不測の日数を要したこと、また予期せぬ大雪のため本工事の施行を一時中断し道路の除排雪作業を優先させましたことから、工期限2月28日を3月29日まで延長するものであります。

以上で報告第1号 専決処分の報告についてのご報告とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど一般質問でも申し上げたとおりであります。私は、この延長工事は、12月の一般質問でただした時点からこの追加工事があるということは承知しておりました。ただ、これに伴い今肉づけされた理由に対しては納得できません。今も東北電力とか通信機器のもろもろの支障によると、それから大雪のためとかというような肉づけがございましたが、それらは理由にならないと思いますが、それを発注者側として、村長として認めると。それに対して問題ないというふうに承知されるのかどうか、それを答弁していただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番の前田議員の、こういった事態は工事者の責任であるから認めるのはおかしいというお話であります。東日本大震災の中での事業だということでどうかご理解をいただき、賛成いただきますようお願い申し上げ、回答をさせていただきます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

以上で報告第1号の報告を終わります。

◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（前田三郎君） 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第6、議案第2号 専決処分の承認を求めることについての2議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第1号及び議案第2号 専決処分の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

議案書の3ページ、4ページをごらんください。

本案は、鮫川村防災行政デジタル無線整備工事の請負金額を1,927万3,800円増額し、5億6,527万3,800円に変更する変更契約について、地方自治法第179条第1項の規定により平成25年1月22日に専決処分をしたので、同法第3項の規定により承認を求めるものであります。

変更の主なものですが、広い村内をカバーできるようにするため周波数を2波取得することが必要になりました。このため移動局が40局以上必要になることから、学校、出先機関、スクールバス、公用車などに携帯型、車載型の移動局を26局増設するものであります。また、屋外拡声受信設備を1局増設するものであります。

この事業は平成23年度からの繰越事業でありますので補正予算には計上されませんが、財源は3分の2が災害復旧事業の国庫負担金、3分の1が震災復興特別交付税交付金で措置されます。ですから村の負担はございません。

次に、議案第2号 専決処分の承認を求めることについての平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

議案書の5ページから7ページをごらんください。

本案は、水田における放射性物質の吸収を抑制するために、塩化カリウムを施用する補助制度を本村において導入したことによるものです。水田の耕起に間に合うようにするため、係る執行経費の補正予算について地方自治法第179条第1項の規定により平成25年2月20日に専決処分をしたので、同法第3項の規定により承認を求めるものであります。

事項別明細書の1ページをごらんください。

補正前の予算額37億1,945万1,000円に対しまして今回400万円を増額し、補正後の予算総額を37億2,345万1,000円とするものであります。

歳入であります。事項別明細書の2ページをごらんください。

14款県支出金、2項県補助金、5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の福島県営農再開支援事業400万円の増額であります。補助率は10分の10です。

歳出です。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、11節需用費の消耗品費400万円の増額です。これは塩化カリウムの購入費であります。村内水田の作付面積400ヘクタール分、施用量は10アール当たり10キログラムです。

以上で議案第1号と第2号の説明とさせていただきます。ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明にかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

専決処分の議案でありますので、討論を省略します。

これから議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

これから議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを簡易採決により採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第3号～議案第10号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第7、議案第3号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から日程第14、議案第10号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号)までの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会事務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第3号から議案第10号までの8議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第3号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

議案書の9ページから12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3ページをごらん願います。

補正前の予算額37億2,345万1,000円に対しまして今回4,074万2,000円を減額し、補正後の予算総額を36億8,270万9,000円とするものであります。

歳入であります。事項別明細書の5ページをごらん願います。主なものです。

9款地方交付税ですが、普通交付税が6,072万1,000円の増額、震災復興特別交付税が748万9,000円の増額です。いずれも交付税額の確定によるもので、確定後の地方交付税は16億3,829万3,000円となります。

11款分担金及び負担金、1項分担金、2目1節林業費分担金の治山事業受益者分担金138万円の減額は、宿ノ入地内治山事業を次年度に施行するということによるものであります。

6ページをごらん願います。13款国庫支出金、1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧事業費負担金の533万4,000円の減額は、凍上災5カ所分の事業費確定によるものであります。

2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金、1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金1,040万円の増額は国の一次補正予算の事業で、村道路面性状調査事業、これは4路線になりますが、その補助金です。

同じく2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金、公営住宅整備事業412万5,000円の増額は、広畑団地建替事業費及び公的賃貸住宅家賃低廉化事業等の事業費が増加したことによるものであります。

5目消防費国庫補助金、1節消防費補助金の全国瞬時警報システム多様化推進事業費2,289万円の増額は、国一次補正予算の事業で、全国瞬時警報システムの起動時に住民、消防、防災関係者に対しまして緊急情報メールを自動配信する装置を整備するものであります。補助率は10分の10で、繰越事業となります。

14款県支出金、1項負担金、1目民生費県負担金です。7ページに移ります。2節保険基盤安定負担金の国民健康保険分215万7,000円の減額は、国保税軽減分の県負担金の変更によるものであります。

2項県補助金、1目総務費補助金、1節総務管理費補助金の県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業費289万8,000円の減額は、役場庁舎太陽光発電設備導入事業の精算によるものであります。

5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の地籍調査事業費852万円の減額は、東日本大震災による検証測量事業費の精算によるものであります。

同じく2節林業費補助金の災害治山施設補助事業費736万円の減額は、宿ノ入地内の災害治山事業が不採択となったための減額です。

8ページから9ページをごらんください。一番下です。17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1億4,257万7,000円の減額は、簡易水道施設整備事業費ほか8事業に基金繰り入れを予定しましたが、地方交付税などの一般財源を充当することとしたために減額するものであります。

12目1節東日本大震災復興基金繰入金1,601万9,000円の増額は、達者ないきいきプロジェクト事業費ほか3事業に基金を充当するため増額するものであります。

2節東日本大震災復興基金繰入金のブランド・イメージ回復交付金分480万円の増額は、農産物販売強化事業費ほか3事業にこのブランド・イメージ回復基金を充当するものであります。

19節諸収入、5項1目1節雑入の公有自動車損害共済金197万9,000円の増額は、村所有の2トンダンプほかの交通事故等による車両損害共済金の決定によるものであります。同じく、公益財団法人福島県市町村振興協会市町村交付金の179万3,000円の増額は、オータムジャンボ宝くじ収益金からの交付金であります。同じく、生活基盤緊急改善工事物件移転補償金113万5,000円の増額は、県道の日陰林解消のため、二本田地内の村有林を伐採したことによる補償金であります。

10ページです。歳出の補正予算についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費の職員共済組合負担金61万6,000円の増額は、法改正により事業主負担が増加したことによるもので、以下、共済費の補正は同様の理由であります。

11ページをごらん願います。5目財産管理費、25節積立金の教育施設整備基金積立金1,100万円の増額は、図書館災害復旧工事のため平成23年度に教育施設整備基金を充当しましたが、震災復興特別交付税交付金を充当したこと及び事業費の精算により同基金に戻し入れするものであります。

6目企画費、17節公有財産購入費の宿ノ入団地分譲地買戻購入費285万3,000円の増額は、平成22年5月に赤坂東野区の方に売り渡した分譲地の契約が3年経過するため、本人に意向を伺ったところ住宅建築の見込みがないとの申し出があったので、特約条項により買い戻すものであります。

同じく19節負担金、補助及び交付金の生活バス路線運行費補助金405万1,000円の減額は、福島交通株式会社に対する宝木経由鮫川線補助金の算定において、東日本大震災による乗車率の特例があり国・県から福島交通に補助されることになったため、村補助金を減額するものであります。

同じく28節繰出金の村営バス事業特別会計405万1,000円の増額は、補助金の減額分を村営バス特別会計に繰り出し、基金に積み立てするものであります。ですから、繰出金を補助金で賄うことができたので、基金のほうに積み立てをさせていただきます。

13ページをごらん願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金の国民健康保険特別会計事業勘定280万2,000円の減額は、県支出金の国保分保険基盤安定負担金の精算によるものであります。

14ページ、15ページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、28節繰出金の簡易水道特別会計437万7,000円の減額は、簡易水道事業特別会計の施設整備費等の減額によるものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費です。16ページに移ります。13節委託料、ゆうきの里づくり農業指導業務115万円の減額は、特別栽培農産物の審査件数が減少したことによるものです。同じく米全袋検査業務155万7,000円の減額は、検査数量が予定の4万9,500袋から、実績が4万5,934袋に減少したことによるものであります。

19節負担金、補助及び交付金のアンテナショップ開設事業費306万円の減額は、他の市町村においてアンテナショップの運営が厳しいことや、「手・まめ・館」の派遣人員確保が困

難なため、下段の農産物販売強化事業費191万8,000円に振りかえたものであります。この事業は、原発事故による風評被害克服のため、首都圏への販売活動に取り組んでいる「手・まめ・館」に対する活動支援補助金を交付するものであります。

17ページをごらん願います。7目地籍調査費、13節委託料の検証測量業務1,031万4,000円の減額は、当初予算において概算事業費で計上しましたが、国が実施基準単価を大幅に見直したため減額が発生したことによるものです。

18ページをごらん願います。2項林業費、2目林業振興費、15節工事請負費の宿ノ入地内治山施設工事800万円の減額は、国庫事業が不採択となり、平成25年において県単治山事業で計画することとしたため減額するものであります。

19ページをごらん願います。7款1項商工費、1目商工振興費、17節公有財産購入費の工場用地取得費969万2,000円の減額は、見渡地内の工場用地を競売により取得した際に当初の見込みより安く取得できたため減額するものであります。土地・建物の取得に要した額は2,030万8,000円でありました。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、13節委託料の村道路面性状調査業務1,600万円の増額は、村道4路線の舗装路面の傷みぐあいを調査し、将来の村道改修事業費に備えるものでございます。

20ページをごらん願います。3項住宅費、2目住宅建設費、15節工事請負費の広畑団地建替事業、住宅建設工事1,198万円の減額は、工事請負費の減額であります。同じく定住促進住宅整備事業、屋内ゲートボール場解体工事1,025万1,000円の減額は、解体工事に当たり想定した基礎ぐいや照明器具からPCBが出なかったことが主な要因であります。

21ページをごらんください。9款1項消防費です。3目水防費、15節工事請負費の全国瞬時警報システム多様化事業統合型自動起動装置整備工事2,289万円の増額は、全国瞬時警報システムの起動時に住民、消防・防災関係者に対しメール情報を自動配信する装置を整備するものであります。

25ページをごらん願います。10款教育費です。6項保健体育費、2目体育施設費、13節委託料の屋内スポーツ施設設計業務314万4,000円の減額は、施設を平成26年度の補助事業として計画することとしたため、設計業務委託を減額するものであります。

26ページをごらん願います。11款災害復旧費の1項公共土木施設災害復旧費、15節工事請負費の公共土木施設災害復旧工事604万1,000円の減額は、凍上災5カ所分の工事請負費の精算によるものであります。

次に、議案書の13ページ、第2表繰越明許費をごらん願います。

2款総務費の太陽光発電整備事業4,069万3,000円、同じく総務費の辺地共聴施設整備事業2億789万5,000円、6款農林水産業費の放射能災害対策事業400万円、8款土木費の村道路面性状調査事業1,600万1,000円、9款消防費の林野火災活動拠点広場整備事業4,901万円、同じく全国瞬時警報システム多様化推進事業2,289万円、10款教育費の西山村民体育館耐震補強事業3,394万円、これらの7事業を次年度へ繰り越すもので、合計は3億7,442万9,000円となります。

続きまして特別会計です。議案書の14ページから17ページをごらんください。

議案第4号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

事業勘定です。補正前の予算額4億9,015万9,000円に対しまして今回899万6,000円を増額し、補正後の予算総額を4億9,915万5,000円とするものであります。

事項別明細書は31ページです。歳入であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、1節現年度分の療養給付費888万円の減額は、療養給付費の実績見込みによる国庫負担金の変更であります。

32ページです。3款1項1目療養給付費交付金、1節現年度分の退職者医療交付金667万8,000円の増額は、療養給付費の実績見込みによるものであります。

33ページをごらん願います。5款県支出金です。2項県補助金、1目1節財政調整交付金300万円の増額は、本村国保税の納税100%の実績により、収納率対策交付金が当初予算の800万円のところ1,100万円となりました。まことにありがたい交付金をいただきました。1,100万円も100%だと来るんだね。納税にご尽力いただきました方々に感謝を申し上げる次第であります。

続いて、8款繰入金です。1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金317万1,000円の減額は、保険税軽減等分の県負担金変更によるものであります。

2項基金繰入金の保険給付費支払準備基金繰入金1,380万円の増額は、平成23年度分の療養給付費国庫負担金に超過交付があり、返納が生じたため基金を取り崩して充当するものです。これは平成23年度分でもらい過ぎたんだね。

35ページをごらん願います。歳出です。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交付金の負担金1,015万7,000円の減額は、医療費の支払いが当初の予定を下回る見込みのため

減額するものであります。以降の各療養給付費負担金の補正は支払見込みによるものであります。

37ページをごらん願います。10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目一般被保険者償還金、23節償還金、利子及び割引料の平成23年度療養給付費負担金返還金1,012万2,000円の増額は、これも同じく平成23年度分の負担金が超過交付となり返納額が生じたことによる返還金であります。超過交付による返還金であります。

41ページです。直診勘定です。

補正前の予算額8,185万7,000円に対しまして今回644万7,000円を減額し、補正後の予算総額を7,541万円とするものであります。

42ページをごらんください。歳入です。

1款診療収入、1項外来収入の上段から、国保分が155万円の減額、社保分が154万円の減額、後期高齢者280万円の減額であります。これは、外来診療報酬収入が当初予算より減少する見込みのため補正するものであります。

44ページをごらん願います。歳出です。

4款予備費において619万円を減額して歳入及び歳出の差額を充当するものであります。

次に、議案書の18ページから20ページをごらんください。

議案第5号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正前の予算額1億1,914万5,000円に対しまして今回1,250万5,000円を減額し、補正後の予算総額を1億664万円とするものであります。

事項別明細書48ページをごらん願います。歳入です。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、1節水道使用料の151万3,000円の減額は、2月分と3月分の水道使用料の歳入年度を平成24年度から平成25年度に変更して翌年度の収入とするための減額です。ですから、ことは1年10カ月しか計算できません。来年度が14カ月の収入となります。これは、会計年度でいろいろ不都合がございまして、こういった形をとらせていただきました。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目施設整備費国庫補助金、1節簡易水道事業費補助金の水道未普及地域解消事業区域拡張事業費補助金261万5,000円の減額は、落合給水施設整備事業と茅給水施設整備事業の事業費の精算による減額であります。

4款繰入金、7款の村債の補正減額も同様の理由であります。

歳出です。49ページをごらんください。

2款施設費、1項1目施設管理費、15節工事請負費の青生野配水池防水改修工事152万3,000円の減額は、青生野グラウンドの排水側溝を改修した後に工事を行うこととしたため取りやめたものであります。工事が終わった後にやります。

2項施設費、1目水道事業費未普及地域解消事業費、15節工事請負費828万2,000円の減額は、歳入で説明したとおりであります。

次に、議案書の21ページから22ページをごらんください。

議案第6号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）についての説明です。

補正前の予算額741万7,000円に対しまして今回405万1,000円を増額し、補正後の予算総額を1,146万8,000円とするものであります。

事項別明細書の54ページをお開きください。

3款繰入金の一般会計繰入金405万1,000円を積み立てるものであります。この3款繰入金の一般会計405万1,000円の増額は、福島交通株式会社に対する補助金を要しなくなったため、この分をバス事業特会に繰り入れ、歳出の1款総務費、1項村営バス事業費、2目財産管理費、25節積立金で財政調整基金に405万1,000円を積み立てるものであります。

次に、議案書の23ページから24ページをごらんください。

議案第7号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてのご説明です。

補正前の予算額4億3,785万4,000円に対しまして今回1,192万2,000円を減額し、補正後の予算総額を4億2,593万2,000円とするものであります。

事項別明細書は56ページです。歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料の現年度分231万1,000円の増額は、介護保険料の収入見込みによるものであります。下の欄の普通徴収保険料105万円の減額も同様の理由であります。

以下、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金の補正額は、介護サービスの実績見込みによるものであります。

歳出です。58ページをごらん願います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金817万円の増額は、通所介護、通所リハビリ等の利用が増加する見込みによ

るものであります。

59ページです。4目施設介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金2,002万3,000円の減額は、介護老人施設、老人保健施設の利用が減少したこと及び介護報酬改定により余剰が見込めるために減額するものであります。

以下、介護サービス給付金の補正は利用実績の見込みによるものであります。

次に、議案書25ページから26ページごらん願います。

議案第8号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）についてのご説明です。

補正予算額の増減はありません。事項別明細書の63ページをごらんください。

補正予算の内容は、歳出の1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費の賃金、需用費、備品購入費の増額補正分93万1,000円を予備費から充当するものであります。

次に、議案書の27ページから28ページをごらんください。

議案第9号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）についての説明です。

補正前の予算額1億2,285万7,000円に対しまして今回100万6,000円を減額し、補正後の予算総額を1億2,185万1,000円とするものであります。

事項別明細書の65ページをごらん願います。歳入です。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目古殿町負担金、2節給食費負担金104万円の減額は、古殿町分の給食費が児童の減少等により減額となるものであります。

歳出です。66ページをごらんください。

2款1項1目給食費です。11節需用費の給食材料費85万4,000円の減額は、給食数の減によるものであります。

次に、議案書の29ページから30ページをごらんください。

議案第10号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正前の予算額3,520万9,000円に対しまして今回123万円を減額し、補正後の予算総額を3,397万9,000円とするものであります。

事項別明細書は70ページをごらんください。歳入です。

2款繰入金の1目一般会計繰入金、2節保険基盤安定繰入金113万7,000円の減額は、保険料軽減額決定による減額です。

歳出です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金118万9,000円の減額は、医療費の支払い見込みによる補正であります。

以上で、議案第3号から議案第10号までの8議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎会議時間の延長について

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま本日の会議閉会時刻15分前です。会議規則第9条第2項の規定によって本日の会議時刻はあらかじめ午後6時30分まで延長します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

◎議案第11号～議案第29号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第15、議案第11号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第33、議案第29号 ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例までの19議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ここで10分間休憩します。

（午後 4時54分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時04分）

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第11号から議案第29号までの議案の説明を申し上げます。別つづりの条例関係議案書をごらんいただきたいと思います。

条例関係議案書の1ページをごらんください。

初めに、議案第11号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本議案は、今年度に荻ノ沢地区と青生野反谷地地区に整備しました移動通信用鉄塔、いわゆる携帯電話の鉄塔について条例に加えるものであります。

次に、議案書の2ページをごらんください。

議案第12号 鮫川村税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方税法の改正に準じて、村税に関する条例または規則の規定による不利益処分について、鮫川村行政手続条例の規定に基づきその理由を示すこととするため改正するものであります。

次に、議案書の3ページをごらんください。

議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹を加えること、あわせて、東日本大震災に伴い、災害救護資金の貸し付けに係る利率に関し特例を設けるため改正するものであります。

次に、議案書の4ページをごらんください。

議案第14号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部改正により、占用許可対象物件に太陽光発電設備等を加えることなどについて改正するものであります。あわせて、道路法施行令の改正による参照条項のずれの修正、及び県条例に準じて占用料を改定するものであります。

次に、議案書の10ページをごらんください。

議案第15号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、広畑団地建替事業の完了により管理する戸数を12戸から13戸にふやすものであります。これは昨年も条例改正をしました。ことしは6戸を壊して7戸を建築しましたので、1戸ふえることとなります。12戸から13戸に、要するに全体ですと9戸から13戸にふえたというのであります。

次に、議案書の11ページをごらんください。

議案第16号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

国の地域主権改革1次一括法による公営住宅法第23条の改正により、収入基準の裁量階層の対象者とその金額及び階層の金額を条例で規定するものです。あわせて、「保証人」を「連帯保証人」に修正する文言の整理、及び入居者の負担となる退去時の修繕料の不足に対して対応するための敷金を2カ月分から3カ月分に改正するものであります。

次に、13ページをごらんください。

議案第17号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、「保証人」を「連帯保証人」に修正する文言の整理をするものであります。

次に、議案書の14ページをごらんください。

議案第18号 職員の給与の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、厳しい財政事情に対処するため、特別調整額、いわゆる管理職手当の20%削減、通勤手当に上限を設けるもの、及び管理職特別勤務手当を支給しないことを規定するものであります。この条例は1年ごとの時限の条例であります。平成15年度から毎年制定しているものであります。

次に、議案書の15ページをごらんください。

議案第19号 鮫川村新型インフルエンザ等対策本部条例についてご説明申し上げます。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、その発生時に対応するため、国・県に準じて対策本部を設置するため条例を整備するものであります。

次に、議案書の16ページをごらんください。

議案第20号 鮫川村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、国の地域主権改革2次一括法による水道法の一部改正により、水道布設工事の監督技術者などの配置基準、資格基準などの条例化が規定されたため、制定するものであります。

次に、議案書の18ページをごらんください。

議案第21号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部改正により、指定地域密着

型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及び入所定員等に係る基準等について条例化が規定されたため、制定するものであります。

次に、19ページです。

議案第22号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、国の第1次一括法による介護保険法の一部改正により、指定地域密着型サービスに従事する従業員の員数に関する基準などについての条例化が規定されたため、制定するものであります。

次に、議案書の102ページをごらんください。

議案第23号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、国の第1次一括法による介護保険法の一部改正により、指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員の員数に関する基準などについての条例化が規定されたため、制定するものであります。

次に、議案書の137ページをごらんください。

議案第24号 鮫川村村道の構造の技術的基準に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、国の地域主権改革第1次一括法による道路法の一部改正により村道の構造の技術的基準の条例化が規定されたため、制定するものであります。

次に、議案書の150ページです。

議案第25号 鮫川村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例についてのご説明であります。

本議案は、国の地域主権改革第1次一括法による道路法の一部改正により道路標識の寸法の条例化が規定されたため、制定するものであります。

次に、議案書の151ページです。

議案第26号 鮫川村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、国の地域主権改革1次一括法による河川法の一部改正により、準用河川の河川管理施設のうち主要なものの構造に関する技術的基準の条例化が規定されたため、制定するものであります。

次に、議案書の163ページをごらんください。

議案第27号 鮫川村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、国の地域主権改革1次一括法による公営住宅法の一部改正により、国土交通省令で定めるとされていた公営住宅及び共同施設の整備基準について条例化が規定されたため、制定するものであります。

次に、議案書の166ページをごらんください。

議案第28号 鮫川村防災行政無線設置条例についてご説明申し上げます。

本議案は、平成24年度において防災行政デジタル無線整備事業により既存施設の更新と施設の拡充を行ったため、条例を制定するものです。なお、本条例の制定により、従前の鮫川村農村情報無線施設並びに消防防災無線施設設置条例は廃止するものであります。

次に、議案書の169ページをごらんください。

議案第29号 ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、平成24年度において広畑団地建替事業にその基金の全額を充当し、残額がなくなったため条例を廃止するものであります。

以上で議案第11号から議案第29号までの条例案についての説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第30号～議案第34号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第34、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第38、議案第34号 字の区域の変更についてまでの5議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第30号から議案第34号までの5議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案書の31ページ、32ページをごらん願います。

初めに、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、西山辺地において小型動力ポンプつき積載車1台、消防ポンプ自動車1台を整備するため、総合整備計画を変更するものであります。

次に、議案書の33ページをごらんください。

議案第31号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、村道2路線、防災行政デジタル無線及び定住促進住宅を整備するため、鮫川村過疎地域自立促進計画を変更するものであります。

次に、議案書の36ページをごらんください。

議案第32号 村道路線の認定についてご説明申し上げます。

本議案は、石井草大久保地内に農道で整備しました路線と、森林管理署が大久保から大根屋敷まで開設しました林道を、村道石井草・大根屋敷線として認定するものであります。延長キロ数は2,746メートルであります。

次に、議案書の37ページをごらんください。

議案第33号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、現在、大字渡瀬地内にある青生野地番の土地、いわゆる飛び地について解消を図るものであります。

次に、議案書の38ページをごらんください。

議案第34号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

本議案は、国土調査の成果により、現在、大字渡瀬地内にある青生野地番の土地を字越虫に編入するものであります。

以上で議案30号から34号までの5議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議案第35号～議案第43号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第39、議案第35号 平成25年度鮫川村一般会計予算から日程第47、議案第43号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議題を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会議務局長朗読]

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第35号から議案第43号までの9議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成25年度の予算編成方針につきましては、冒頭の挨拶で申し上げたとおりであります。

一般会計・特別会計予算書をごらんください。1ページをお開きください。

議案第35号 平成25年度鮫川村一般会計予算ですが、予算総額は29億1,800万円です。

8ページをお開きください。

前年度と比較しますと1億2,500万円の増、率にしまして4.5%の増額予算となっております。歳入予算に占める村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源は5億9,809万2,000円で、予算総額の20.5%であります。国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は79.5%となっております。自分の金が20.5%あるということです。

議案書7ページの第2表地方債ですが、23ページの20款村債とあわせてごらんください。

議案書の23ページです。

辺地対策事業債は1,010万円であります。これは、小型動力ポンプ付積載車整備事業債に430万円、消防ポンプ自動車整備事業債に580万円を充てることとしております。過疎対策事業費は6,580万円で、村道鮫川中学校線・壇ノ岡線舗装補修事業債1,750万円、定住促進住宅整備事業債2,850万円、過疎地域自立促進特別事業債1,980万円であります。臨時財政対策債は1億7,613万円あります。災害復旧事業債は1,780万円で、過年度分公共土木施設復旧事業債であります。

臨時財政対策債の増額理由については冒頭の挨拶で述べたとおりであります。

7ページに戻ってください。

起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は5%以内、償還の方法は、起債日から30年以内の期間において資金の融通条件並びに村長の定めるところにより償還いたします。ただし、村の財政の都合により償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものとしております。

次に、歳入の主なものですが、10ページです。

1 款村税は、個人村民税が9,000万円、法人村民税が1,432万円、固定資産税が1億2,528万7,000円、国有資産等所在地市町村交付金が541万6,000円、軽自動車税が1,041万2,000円、たばこ税が757万円であります。

12ページです。9 款地方交付税は14億71万4,000円で、前年度と比較しますと4,728万9,000円を減額しております。これは国の政策であります。減額の要因として、政府が平成25年度の地方交付税を2.2%削減するとした財政方針を示したことを考慮して減額とさせていただきます。

14ページです。13款国庫支出金の主なものですが、1 目民生費国庫負担金の1 節障害者自立支援給付費が4,572万円、3 節児童手当負担金が4,384万1,000円、2 目災害復旧費国庫負担金の1 節公共土木施設災害復旧費負担金が3,968万6,000円となっております。

15ページです。2 項国庫補助金では、3 目土木費国庫補助金の1 節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金3,250万円は、村道鮫川中学校線舗装事業の補助金であります。その下の2 節住宅費補助金の公的賃貸住宅整備事業3,800万円は、伏木田定住促進住宅建設事業の補助金であります。

17ページです。14款県支出金、2 項県補助金、3 目衛生費県補助金の1 節保健衛生費補助金の再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業費2,800万円は、保健センターに太陽光発電設備を導入するための補助金であります。5 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金には、中山間地域等直接支払交付金7,881万9,000円を計上しております。

19ページです。17款繰入金ですが、2 目1 節財政調整基金繰入金は、簡易水道施設整備事業費2,500万円のほか4 事業に1億1,800万円を計上しております。2 目1 節福祉基金繰入金は870万8,000円を計上しております。5 目1 節教育施設整備繰入金は、小学校施設整備事業1,060万円のほか2 事業に2,440万円を計上しております。7 目1 節東日本大震災復興基金繰入金は、農産物備蓄倉庫整備事業費3,937万円のほか6 事業に8,268万8,000円を計上しております。

歳出予算ですが、事業の主なものにつきましては、お手元に配付いたしました25年度一般会計主要事業調書をごらんいただきたいと思います。

次に、89ページをごらんください。特別会計です。

議案第36号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計予算です。

初めに、事業勘定ですが、94ページです。予算総額が4億7,034万1,000円で、前年度比

685万9,000円の減額予算となっております。

95ページの中ほどです。国保世帯数589世帯、被保険者数1,145人は前年度より減少すると見込んでおります。一方、1人当たりの保険給付見込み額は、前年度比で2.6%減少すると見込まれるものの、そのまま保険税に反映させると1人当たりの保険税が9,157円、率にして10.3%上昇してしまうため、保険給付費支払準備基金から1,000万円を繰り入れ、保険税を抑制したところであります。

なお、保険税につきましては、6月に行われます国保運営協議会において審議され、6月定例議会において決定をいただくことになっております。

次に、111ページをお開きください。直診勘定です。予算総額が7,340万円で、前年度と比較しますと590万円の減額予算となっております。

112ページです。1款の診療収入ですが、外来収入は4,675万2,000円を見込んでおります。3款繰入金、1目一般会計繰入金は1,530万円を計上しております。

歳出の主なものです。

114ページです。1款総務費、1目一般管理費が3,725万6,000円です。

115ページです。2款医業費が2,955万2,000円であります。

次に、121ページをごらんください。

議案第37号 平成25年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算です。

124ページです。予算総額は1億1,175万4,000円で、前年度比496万8,000円の減額予算となっております。

歳出の主なものですが、128ページをごらんください。

2款施設費の1目水道未普及地域解消事業費、13節委託料1,080万円は、寅卯平給水施設整備測量設計業務であります。同じく15節工事請負費においては、茅地区給水設備工事2,956万4,000円等を計上しております。

次に、133ページをごらんください。

議案第38号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計予算です。

135ページをごらんください。予算総額が712万3,000円で、前年度比11万7,000円の増額予算となっております。

136ページです。歳入の主なものは、1款使用料及び手数料のバス運行収入421万9,000円と、3款繰入金の一般会計繰入金290万円であります。

歳出の主なものです。137ページですが、1款総務費の1目村営バス事業費705万2,000円

であります。

次に、138ページをごらんください。

議案第39号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計予算です。

140ページです。予算総額が3,054万9,000円で、前年度比24万5,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものです。141ページ、2款使用料及び手数料の1節集落排水使用料896万3,000円と、3款繰入金の一般会計繰入金2,083万4,000円であります。

次の142ページです。歳出の主なものですが、1款施設費の12項1目施設管理費792万1,000円と、2款公債費の2,232万8,000円であります。

次に、144ページをお開きください。

議案第40号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計予算です。

147ページです。予算総額が4億2,361万円で、前年度比414万9,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものですが、148ページです。1款の介護保険料は5,629万6,000円です。平成24年度から平成26年度までの保険料は標準額で月額4,100円となっております。この保険料軽減分として福祉基金を870万8,000円繰り入れることとしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金が7,361万1,000円、2項国庫補助金、1目調整交付金が3,848万9,000円となっております。4款1項1目支払基金交付金は1億1,340万9,000円となっております。

149ページです。7款繰入金の1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節介護給付費繰入金は5,759万円であります。この中に介護保険料抑制分870万8,000円が含まれております。これは福祉基金を繰り入れた、先ほど申し上げた870万8,000円であります。

支出の主なものですが、153ページです。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費負担金が8,193万6,000円、3目地域密着型介護サービス給付費負担金が1億2,998万9,000円、4目施設介護サービス給付費が8,371万9,000円となっております。

次に、162ページです。

議案第41号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計予算です。

164ページです。予算総額が1,369万円で、前年度比6万円の減額予算となっております。

歳入の主なものですが、165ページです。1款使用料及び手数料、1目交流施設使用料が

873万3,000円、2款繰入金の一般会計繰入金が472万円となっております。

歳出の主なものですが、166ページです。1款総務費の1項施設管理費、1目一般管理費が1,364万6,000円となっております。

次に、167ページです。

議案第42号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計予算です。

169ページです。予算総額が1億1,808万7,000円で、前年度比238万7,000円の減額予算となっております。

歳入の主なものですが、170ページです。1款分担金及び負担金の1目古殿町負担金が7,192万7,000円です。前年度と比較しますと349万7,000円の減額となっております。

2款繰入金の1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は2,897万7,000円で、前年度比77万1,000円の増額となっております。

4款諸収入の1目給食費給付金は1,673万6,000円であります。

歳出の主なものは、171ページの1款総務費の1目一般管理費6,985万4,000円と、172ページの2款1目給食費4,813万3,000円であります。

次に、176ページです。

議案第43号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算です。

178ページをごらんください。予算総額が3,456万7,000円で、前年度比48万円の減額予算となっております。

歳入の主なものは、179ページです。1款後期高齢者医療保険料が1,959万1,000円、2款繰入金の一般会計繰入金が1,497万1,000円となっております。

歳出の主なものですが、180ページをごらんください。2款後期高齢者医療広域連合納付金が3,344万9,000円となっております。

以上で議案第35号から第43号までの9議案についての説明を終わります。原案に賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あす8日及び11日並びに12日は各常任委員会で議案調査をお願いします。

13日は午後1時30分から本会議を開きます。

なお、9日、10日は休会とします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時52分)

第 1 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成25年第1回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年3月13日(水曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 3号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算(第8号)
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第 4号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第 5号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第 6号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第 7号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第 8号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第 9号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第4号)
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第10号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第11号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第12号 鮫川村税条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第11 議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決

- 日程第 1 2 議案第 1 4 号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 3 議案第 1 5 号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 4 議案第 1 6 号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 5 議案第 1 7 号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 6 議案第 1 8 号 職員の給与の特例に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 7 議案第 1 9 号 鮫川村新型インフルエンザ等対策本部条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 8 議案第 2 0 号 鮫川村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 1 9 議案第 2 1 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 0 議案第 2 2 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 1 議案第 2 3 号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 2 議案第 2 4 号 鮫川村村道の構造の技術的基準に関する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 3 議案第 2 5 号 鮫川村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 4 議案第 2 6 号 鮫川村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 5 議案第 2 7 号 鮫川村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 6 議案第 2 8 号 鮫川村防災行政無線設置条例

質疑、討論、採決

日程第 2 7 議案第 2 9 号 ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例

質疑、討論、採決

日程第 2 8 議案第 3 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

質疑、討論、採決

日程第 2 9 議案第 3 1 号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更について

質疑、討論、採決

日程第 3 0 議案第 3 2 号 村道路線の認定について

質疑、討論、採決

日程第 3 1 議案第 3 3 号 字の区域の変更について

質疑、討論、採決

日程第 3 2 議案第 3 4 号 字の区域の変更について

質疑、討論、採決

日程第 3 3 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度鮫川村一般会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 3 4 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 3 5 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 3 6 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第 3 7 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第38 議案第40号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第39 議案第41号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第40 議案第42号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第41 議案第43号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

代表質疑、討論、採決

日程第42 請願について

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願
について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

請願第2号 地方財源の確保を求める意見書提出の請願について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第42まで議事日程に同じ

追加日程第1 発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出に
ついて

上程、説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番 岡部 明 君

2番 宗田 雅之 君

3番 前田 雅秀 君

6番 蛭田 武彦 君

7番 星 一 彌 君

8番 関根 政雄 君

9番 山形 郁夫 君

10番 早川 正博 君

11番 前田 武久 君

12番 坂本 忠雄 君

13番 前田 三郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	芳 賀 亨 君
企 画 調 整 長	石 井 哲 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 眞 理 子 君
農 林 課 長	佐 藤 文 夫 君	地 域 整 備 課 長	近 藤 保 弘 君
教 育 課 長	北 條 利 雄 君	農 事 局 長	増 谷 隆 夫 君
代 表 監 査 委 員	齋 藤 實 君	会 計 兼 出 納 室 長	須 藤 健 君

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	本 郷 秀 季	書 記	渡 邊 敬
---------	---------	-----	-------

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第3号～議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第3号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）から日程第8、議案第10号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田武久君

○11番（前田武久君） 補正でありますけれども、繰越明許費についてお尋ねをしたいと思います。

前回の村長の説明では、7事業に対して約3億円以上の繰り越しがありますね。その中で、その繰り越しになった根拠、大体大ざっぱに説明を受けたんですけども、それと、10款の教育費、保健体育費の中で西山村民体育館の耐震補強事業、これも繰り越しになっているわけですが、あの工事の概要、それから着工と工期ですか、それらについて質疑をしたいと思いますので、よろしくご答弁をお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の繰越明許費の7件についての詳細な説明ということですが、これはいずれも担当課より説明をいたさせます。続いての西山地区の体育館、この概要等も担当課より説明をいたさせます。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（芳賀 亨君） それでは繰越明許費の議案書の13ページの上から順に説明を申し上げます。それぞれ担当課長より説明申し上げます。

初めに、総務課であります。太陽光発電設備の事業4,069万3,000円ありますが、これは県の補助を受けて発注はしましたが、太陽光パネルの需要が多かったために年度内の納期が困難というところで、太陽光パネルの納期が遅れるための繰り越しということで、5月31日の工期まで延ばすということで県議会の手続も得ているところであります。以上です。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（石井 哲君） 2番目の総務費の総務管理費、辺地共聴施設整備事業であります。これは地上波デジタルにかえてもらう工事なんですけれども、国の決定が遅くなっておりまして、決定待ちな事業が進められるものですから、その国の決定が遅れたことによる繰り越しでございます。以上です。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（佐藤文夫君） 3番目の農林水産業費の放射能災害対策400万ですが、これは塩化カリのものです。県のほうで10分の10の補助がございまして、水田の放射能対策ということで村のほうも該当になるということで、4月になってからでは間に合わないものですから3月に、繰り越して始めるということでございます。以上です。

○議長（前田三郎君） 地域整備課長。

○地域整備課長（近藤保弘君） では、4番目の8款土木費、2道路橋梁費の村道路面性状調査事業です。1,600万1,000円ですけれども、これは国の1次補正に対応したものです。ですから、まもなく通知が来ると思うんですけれども、国の補正で手を挙げて調査をするという事業です。村道富田・山田線外3路線の全延長で10キロ、これの路面の陥没状況とか亀裂の状況を調べて、それを図面に落とし込んで復旧する箇所の調査になります。26年の3月までというふうに予定しています。以上です。

○議長（前田三郎君） 総務課長。

○総務課長（芳賀 亨君） 消防費関係です。

初めに、林野火災活動拠点広場整備事業であります。これは、国側が防災、減災の予算に対して、年明けてから希望がないかということで、国側の希望調査があったために手を挙げて提案したもので採択になりました。1月に決定したもので繰越事業として実施します。

次に、全国瞬時警報システム多様化推進事業については、国の24年度の第1次補正で措置されるもので、これについても繰越事業で実施いたします。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（北條利雄君） 続きまして教育費の保健体育費です。西山村民体育館の耐震補強工事でございますが、着工が24年2月28日で完成が25年3月31日になっておりますが、この事業は緊急防災、減災事業に対応して実施するところであります。以上でございます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、教育費のほうの説明でございますが、実はきのうですか、我々議員が現地を見てきたわけなんですけれども、そうすると、どっちにしろ繰越明許になるということは、工期が延長されたというようなことで、25年度に、そうすると、その25年度の工期延長の内容はどうなっているんですか。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（北條利雄君） 工期延長、繰り越しということになりますので、当然、新たに変更を受けて決定して25年度に実施するという形になると思いますが、工期につきましてはまだ決定しておりません。以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、その24年度の分の工事着工して、工期がある程度、進捗しているわけですね。そうすると、その進捗された工事代金とかなんかというものは支払ってあるんですかないんですか。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（北條利雄君） 現時点では支払いはされておりません。

〔「いつ支払いになるんですか」と言う人あり〕

○教育課長（北條利雄君） 何ですか。

〔「その今までの、いいですか、議長」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） じゃ、手を挙げて。11番前田君。

○11番（前田武久君） 質疑3回ということですが、ちょっと答弁が納得できないものですから。

多分、今までの、きのう段階では、あそこの工事は一応着工はされていますよね。着工されて、仮設工事はやってみたいなんで、その支払い代金とかそういうものに対しての状況はどうなるんですか。これは一応24年度の事業として支払うべきものであるし、当然、その辺の契約内容とかなんとかは取り交わしてあると思うんですけれども、その内容についてお聞

きしたいんですが。

○議長（前田三郎君） 教育課長。

○教育課長（北條利雄君） 変更についてはちょっと今ここに、申しわけございません、資料を持っていないので、正式な日程とか金額についてはお話できませんが、開催中の議会にわかるように、今、資料を持ってこさせて答弁させていただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（前田三郎君） そのようでよろしいですか。

○11番（前田武久君） はい。では、会期中にお願いします。

○議長（前田三郎君） 7番、星一彌君。

○7番（星一彌君） それでは補正予算の部分でございますが、工事請負費のほう、主に広畑団地と屋内ゲートボール場の解体工事の件なんですけど、屋内ゲートボール場は2,000万の補正で1,000万から残ったということになると思うんですけど、減額補正でございますので、その辺の予算の仕組みと申しますか、数量計算だのいろいろやってから金額というのは出ると思うんですけど、この辺の残額が多いということはどういうことを意味しているのか、その辺の1点と、あと広畑団地の7,700万の当初予算で1,200万円近くが減額補正になったということになりますと、それはもちろん企業努力という部分があって落札するわけですから、当然、差が出るのはわかっておりますけれども、あまりにも減額補正の金額が多いものですから、その辺の内容、仕組みをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の2点の質問ですが、1点は屋内ゲートボール場の解体工事の請け差ですが、これは、実はあそこは湿地帯だったものですから、工法が、相当大きいくいが入っていると想定しての請負事業でありました。そのくいがそうでなくて普通のくいだったということで、ご承知いただけたと思います。湿地帯の割には工法が普通のくいしか打っていなかった、そのくいの大きさによって相当な重機が入るそうです。そんなことで予算が半分になったということでご理解いただきたいと思います。

もう一つが広畑の団地ですが、これも一般競争入札での入札価格の予定価格よりの落差分であります。これは企業努力でこういった落札がされたのではないかと思いますので、請け差の差額でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 多分、そういう答えが出るだろうと、そういうような想定はしております。実はきのう、広畑団地のほうも、できぐあいといいますか商品価値を見させていただきました。工期は恐らく3月いっぱいでしょうから、近く村のほうで検査体制に入ると思うんですが、我々見る限りにおいては、できばえが非常に、こう首をかしげるような商品ではないかなと思いますけれども、あのまま受けるとするならば、やはり我々も厳しい目で見なくてはならないと思いますが、その辺のお考えをちょっと伺います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の現場の状況なんですけど、私はあの現場を承知しておりませんで、今の監理設計が、監督を支援機構にお願いしております。その支援機構の判断で、その検査が通った後に引き渡しになるわけですから、その辺しっかりと村でも監視して引き継ぎたいと思います。その辺、議員の指摘も十分考慮しながらの引き受けになるかと思いますが、配慮させていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 十分に村のほうでも注意を払っていただきたいと思います。我々、一番先に目についたのは、雨水が直接土台の換気口から入るという大きな問題があると思うんですよね。この問題を、多分、業者ですから我々わかんないようなことをやるんだろーとは思いますが、やはり、ああいう勾配のとり方はないと思うんですよね。ですから、設計のミスなんだか路盤づくりの問題があるんだか知りませんが、十分に村のほうでも注意を払って、入った人に嫌な思いさせないようにひとつやっていただきたい。見る限りにおいて、あの新築されたところ見れば、誰もあつという声が出るはずですよ。そういう入る村民のことを十分に踏まえて、村のほうでも監視体制を強めていていただきたいと、それだけお願いしておきます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の、今、素人でもわかるような工事だという、雨水が床に入りそうということ、その辺もしかと、事前に議員の指摘の箇所は現場で指導をいただきながら、これは管理設計士のほうにも指摘をしておきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今の7番議員についてのちょっと関連ですけども、今言われたように議員全員が現場を調査、調査ですね、あれは、それで、課長立ち会いでもって、指摘事

項は各議員からかなりあったようでありますので、とにかくあのままの状態を引き継いだならば、大変な事態になるということだけは申し添えておきますので、細かいことはくどくど言いませんので、村長、よく係長からちゃんと聞いて、それで今度の引き継ぎ、受けるか受けないかを判断していただきたいというふうに申し添えておきます。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の指摘は、きのう皆さんで現場を見させていただいたということですので、まだ復命はいただいておりません。その辺、しっかりと確認しながら皆さんの希望に応えるようにしかと指導してまいりたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育課長に先ほどの11番の質問に対しての答弁を願います。

○教育課長（北條利雄君） 先ほどの前田議員の質問の中での西山体育館の前払い金等についてのお話をさせていただきます。なお、繰り越しの事業に今般提案させていただいておりますが、財務規則によりまして、請負金額の40%が前払い金ということで、24年度中にお支払いするというので、残額が25年度に移行するということになっております。なお、今般議決いただきますと、先ほどの言われておりました工期でございますが、一応9月30日までの予定にして進めていくこととなります。以上でございます。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 平成24年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成24年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号 平成24年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 平成24年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 平成24年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 平成24年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 平成24年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 平成24年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第9、議案第11号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から日程第27、議案第29号 ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例までの19議案を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号 鮫川村移動通信用鉄塔施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 鮫川村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 鮫川村村営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 鮫川村村営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 職員の給与の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 鮫川村新型インフルエンザ等対策本部条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 鮫川村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 鮫川村介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果

的な支援の方法に係る基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 鮫川村村道の構造の技術的基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 鮫川村村道に設ける道路標識の寸法に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 鮫川村準用河川に設ける河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 鮫川村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 鮫川村防災行政無線設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号 ふるさと創生事業基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号～議案第34号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第28、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第32、議案第34号 字の区域の変更についてまでの5議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 議案第32号 村道路線の認定についてでございますが、石井草大根屋敷線の認定の議案だと思えますけれども、これらについて全線開通ということで、一部、森林管理署のほうの部分が村道に今度認定されるわけでございますが、これらについての登記などは既に済んでいると思うんですけれども、それと、今、砂利道だと思うんですけれども、将来、舗装の見込み、それらについても。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、石井草から山際までの部分は村道で砂利道で取りつけしました。あと、山に入ってからには営林署の林道と村道の併用道路になります。こういったことで、きょうの皆さん方の路線の認定をいただきました後に登記となります。

あと、舗装ですが、今のところ計画ありませんので、皆さん方のご要望により、また利用頻度も考えながら計画は練っていきたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 鮫川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号 村道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 字の区域の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号 字の区域の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号～議案第43号の代表質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第33、議案第35号 平成25年度鮫川村一般会計予算から日程第41、議案第43号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員、2番、宗田雅之君。

○2番（宗田雅之君） 平成25年第1回鮫川村議会定例会において、総務文教常任委員会を代表しまして、3点について村の考えをお伺いします。

1点目、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金、補助及び交付金で生活バス路線運行費800万円の補助金が計上されておりますが、今後も人口減少が予想される中で、事業者の路線からの撤退が考えられるのではないのでしょうか。

現在、車を持たない住民や免許証を返納した高齢者にとって、生活バスの利用は公共機関や医療、買い物に出かけるのに必要不可欠なものであります。また、遠隔地、村からの通学の足としてバスの確保は大変重要であります。利用者の減少に伴い、事業者による路線の縮小や撤退、そして、さらなる補助金の助成が必要になるのではと危惧されます。今後これらのことが予想される中で、村としてどのように対処していくのか、村長のご所見をお伺いします。

2点目、同じく予算科目の19節負担金、補助金及び交付金で通学定期券補助事業費100万が計上されておりますが、子供を持つ親にとっては、財政的負担を軽減させるためには大変有意義な施策だと思っております。世界的なグローバル化、情報化の波で地方の会社や1次産業が衰退している中でありますので、一步踏み込んだ施策として、現在の定期券2分の1の補助から、さらなる補助金の割り増しの考えをお伺いいたします。

3点目、5款労働費、1目労働諸費、13節委託料で、緊急雇用創出基金事業、農業生産基盤強化事業644万計上されておりますが、現在の福島県の1次産業にとって、除染による安全・安心の食づくりは緊急な課題であると思っておりますが、そのためにも、今まで以上の研究心と人的資源の発掘と活用が大変重要であると考えます。

村では手・まめ・館に委託して事業を展開していくと聞きましたが、現在のスタッフでも十分ではあると考えますが、新たな人材の発掘と教育より農業生産の基盤を強化すべきと考えますが、村長のご所見をお伺いします。

以上、3点についてお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 総務文教常任委員会を代表しての2番、宗田議員の質問にお答えを申し上げます。

最初の生活バスの路線運行費と平成25年度予算に計上しました800万円ではありますが、これは村が生活路線維持対策のため、福島交通株式会社に対し運賃補填路線として、宝木経由の鮫川線に300万円及び代替路線としての塙・鮫川線に500万円の補助を行う見込みであります。

まず、生活交通路線として、福島交通が運営する本村と石川町を結ぶ宝木経由鮫川線がありますが、乗客数の減少により平成12年度から赤字路線となっております。この路線については国と県、沿線市町村が欠損額を補填し、地域住民の日常生活に必要なバス路線として運行維持を行ってきたところであります。今後も福島交通に対し経営改善をお願いするとともに、石川町とも協議しながら、適正な交通体系について検討してまいりたいと考えております。特に石川町は、スクールバスに利用してるんですね。石川町にとってはなくてはならない路線のようであります。

次に、廃止路線代替バスとして村が福島交通に委託し運行している渡瀬経由塙・鮫川線があります。これについても、運送収入のみでは経営することが難しいため、赤字分について県及び村の補助金により補填し経営を維持しております。

これらの路線につきましては、村と塙厚生病院は、塙工業高等学校を結ぶ重要な路線と考え、委託業者にさらなる経営努力をお願いし、路線の維持に努めてまいりたいと考えております。

また、利用者の減少、事業者による縮小、撤退による補助金の増額等が危惧されるという部分ではありますが、本村におきましては、これら公共交通機関の維持、確保は住民の方々の生活の足として必要不可欠であり、重要な課題として取り組んできております。今後も事業者はもとより、国・県及び関係自治体とも適切な役割分担のもとに、存続に向け取り組んでまいりたいと考えております。

一時、この800万の負担が過剰なのか足りないのか、その辺検討して、村でデマンド方式のバスを検討させていただいたこともあります。費用対効果のことを考えますと、今の800万で済むうちは、こういった福島交通を利用することもいいのではないかと、そういう結論に達して今行っているところであります。これから先の負担割合によっては、このデマンド

方式等のバスも検討する時代に入ったのではないかと考えております。

続いて2点目のご質問です。

通学定期券補助事業として計上いたしました100万円ではありますが、これは村が平成23年度から生活路線バス維持通学定期券運賃補助制度を設け、村内を運行するバス路線を利用して通学する村内在住の高校生の通学定期運賃に対しての補助を行っているものであります。

補助の対象となりますバス路線は、村営バスあおぞら及び福島交通の宝木経由鮫川線と、埜・鮫川線の3路線であります。補助率は定期運賃額の50%で、補助の期間は平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間となっております。

この補助制度は、あらかじめ役場に補助対象者として申請し登録することにより、実際に補助対象者が窓口で通学定期券を購入するときに、補助額を差し引いた金額で購入できるというものであります。補助対象者の登録は年度単位で、補助金は村から村営バス及び福島交通に対して交付しております。バス事業者からは四半期ごとにまとめて村に補助金の請求をいただいております。

現在、通学定期運賃補助の対象者として登録している生徒は、村営バスあおぞらが11人、福島交通の宝木経由鮫川線が10人、同じく埜・鮫川線が2人の合計23人です。この23人で約100万ということです。前年の同時期に比べて8人ふえています。

ご質問の補助金の増額についての質問ではありますが、この補助制度は、多くのバスに路線バスを利用させていただくことにより、生活路線バスの維持、確保を図ることを主眼としているものであり、定期運賃の50%を補助しているので、これ以上の増額は考えておりません。

また、今年は中学生が村外の私立の中学校に入る学生がおります。こういったことも要綱の改正により支援をしていきたいと考えております。

また、他町村からの修明高等学校の存続問題では、大変、村外からの生徒にご協力をいただきました。この辺も含めて検討させていただきたいと考えております。

なお、この通学定期運賃の補助制度では、村が負担する金額の財源として、過疎対策事業債のソフト事業分を譲渡していますので、負担額の70%が普通交付税で措置されておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次、3点目です。

5款1項1目労働費の委託料に、緊急雇用創出基金事業業務として農業生産基盤強化事業644万円を計上してありますが、これは現下の雇用情勢に鑑み、国から交付された緊急雇用創出臨時特例交付金をもとに福島県が造成しました緊急雇用創出基金を活用し、県及び市町

村が地域の事情に応じた事業を民間委託等により実施することにより、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢の失業者に対しまして、次の雇用までの雇用就業機会を創出、提供するものであります。

加えて、平成23年の東日本大震災に伴い、被災した災害救助法適用地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用、復興を支援する事業として、離職者、被災者の生活の安定を図ることを目的としている事業であります。

議員ご質問の部分については、風評被害を受けている農産物の安全性とおいしさを県内外にアピールするため、販売物のモニタリング結果の提示と消費者との対話による販売を行い、一人でも多くの理解を求める活動を行い、新規雇用の獲得と市場の開拓を図り、第1次産業の復興を図っていくために手・まめ・館に委託するものであります。これにより、生産者の再生産意欲の向上につなげるとともに、あわせて雇用の場の創出を図る事業でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、質問にあります農業生産基盤整備、耕作放棄地対策につきましては、農林課、農業委員会におきまして、それぞれその対応策がございます。休耕している田んぼを再生するには、5万円の補助を出したり、重機を入れないと再生しない圃場には重機代の2分の1まで補助を出す、30万円かかった場合には15万円まで出すと、こういった耕作放棄地解消対策等の事業もありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、宗田雅之議員の総務文教常任会を代表しての質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 2点について、ちょっと再質問させていただきます。

1点目のバスの件なんですけれども、今、全国で高齢者世帯、単独、夫婦あわせて、大体2004年現在で5割を超したそうですね。すると、今その後13年過ぎているからもっと過ぎていると思います。

高齢者、あとは移動手段を持たない人にとって足となるものであって、その地域に住めるか住めないか、本当に重要な問題であると思います。この対策を怠っては、やっぱり定住化なんかにはちょっと難しい問題があるのではないかなと思っております。

各自治体によっては、デマンドじゃなくてコミュニティーバス、コミュニティータクシーなどの条例をつくって運営しているところもあるらしいんですけれども、そういう手法も一つの方法かと思っておりますが、その点についてお伺いします。1つ目。

あと、2つ目なんですけれども、確かに財政的な負担、91年度から15年間、大体13%くらいの企業が撤退し、昨今でもあらゆる多くの企業が、まだあとは他町村から撤退するような話を聞いております。まして、少子高齢化で若い人の負担がどんどんふえてきているご時世でありますので、それらの負担も再度考えてみてはと思いますが、再度それにお答えをお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 最初の買い物弱者、高齢者等移動手段を持たない子供たちになるかどうかと思いますが、こういった皆さんには、今の福島交通の路線バスを利用していただいております。コミュニティバス、これは先ほどお話しましたように、デマンド方式の交通機関等を導入するという目的で2年ほど検討させていただきました。今のところ、こういった福島交通のバス、あと各地区には週1回村のバスが巡回しております。こういったところで、その週1回で足りないときはさらなる回数、便をふやす、こういった方式も考えられるのではないかと思います。今のところ、さらなる高齢化率30.5%くらいであります。まだまだ元気な年寄りが多い地域でもあると思っております。そういったことで、もう少しのコミュニティバス、あるいはデマンド方式のバスの運行は検討してもいいのではないかと考えております。

あと、定期券の支援であります。この辺も公平性があります。まず今お願いしているのは、路線バスの維持確保を図るための学生への支援であります。棚倉から白河に通っている子供たちには支援しておりません。あるいは浅川駅から郡山に通っている子供たちもたくさんおります。こういった支援もしておりません。この辺で公平を欠くのではないかと思いますし、もしこういったことを上げる場合にはこの辺まで対応しなくてはならないかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○2番（宗田雅之君） 今後ともいろいろな財政的負担が、この福島原発以降、相当、村民に負担がいろんな面できていると思っておりますので、今後とも検討してもらって対策をお願いしたいと思っております。

以上をもって終わります。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員、12番、坂本忠雄君。

○12番（坂本忠雄君） 本議会で産業厚生常任委員会を代表いたしまして、議案第35号 平成25年度鮫川村一般会計予算について2点ほど質疑をいたします。

第1点、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、15節工事請負費の農産物備蓄

倉庫建築工事3,556万3,000円の工事内容と設置場所についてお伺いいたします。

2点目、6款農林水産業費、1項農業費、5目畜産業費、17節公有財産購入費の国有林野土地購入費775万円の購入目的と効果についてお伺いいたします。

以上2点をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表しての12番、坂本議員の2点の質問に対してお答えを申し上げます。

まず最初の平成25年度鮫川村一般会計予算の農林水産業費についての質問であります。

農業振興費の15節工事請負費の農産物備蓄倉庫建築工事費3,556万3,000円の内容と設置場所についてであります。本村の農産物直売所、手・まめ・館の加工みそ、あるいは大豆などは、旧富田小学校の農産物保管調整施設や手・まめ・館特産品加工施設の倉庫等に保管しておりますが、大豆や学校給食用米などのほか備蓄用加工品等の保管物が増加し、保管場所に苦慮しているところでもあります。また、保管物によっては一定の保冷温度が必要となっております。そこで、平成25年度に農産物備蓄倉庫建設を計画させていただきました。

この施設は、鉄骨づくり平屋建て、180平方メートルで、内わけとして、低温倉庫部分が80平方メートル、常温倉庫部分が100平方メートルと計画しております。約54坪です。

建設場所につきましては、比較的直売所に近い場所として、宿ノ入り地内の修明高鮫川校下の敷地で検討しています。

次に、畜産業費の公有財産購入費、国有林野土地購入費775万円についてであります。この土地は、青生野協業和牛組合牧場敷で、和牛の放牧採草地として国有地を借り上げて地域の畜産振興に寄与してきた牧場であります。しかし、ご承知のとおりであります。今回の放射能汚染で放牧も採草もできない状況にあります。こうしたことから、組合では森林管理署に牧場の返地申請をしたところ、購入当時の原状復帰が原則となっているようであります。そのために、山林に戻すには相当の費用がかかり、組合での現状復旧は困難なため、組合と森林管理署から村に相談がありました。組合員からは村の協力をいただいて森林管理署に返地したいとの要望があり、森林管理署からは村で購入し利用していただきたいとの意向でありました。

国有地の面積31ヘクタールの利用につきまして、当分、牛の放牧は不可能なことから、当地域の自然環境の維持、補填のために村がこの土地を購入し、広大な面積を利用した太陽光発電による土地の利用と雇用創出により地域の活性化を図りたいと考え、この計画を計画さ

せていただきました。

震災後、福島県は、原子力産業に頼らない、原子力産業、原発は要らないという宣言をしました。それで、原子力エネルギーにかわりました復興の柱に、再生可能エネルギーの太陽光発電や風力発電、水力発電、バイオマス発電等を、福島県が構想を発表したところであります。この構想事業に真っ先に手を挙げて、町村として鮫川村のあの地域の復興にも役立てていきたい、そういう思いでありますので、ぜひご賛同いただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 12番、坂本君。

○12番（坂本忠雄君） 再質問させていただきます。

以前から鮫川でやっているみそですか。みその貯蔵庫がないということで大変危惧して、やはり貯蔵庫はつくるべきだというように思っていた次第です。ただ、その土地において、その場所においては、あそこ盛り土でもあろうかなと思いますし、また、修明高がちゃんとまだ継続できるというようなときに、あそこに駐車場がなくても大丈夫なのかなというのが疑問です。

もう一つは、豆の集荷などはほとんど富田でやっているのに、近いほうがいいのかとも考えておりました。

もう1点は、あそこにヘリポートなどが今後予定されるといった場合に、あその道路拡張などもしなくてそのままでいいのかとも考えておる次第です。

2点目のほうでございますが、当然、今後は太陽光発電等の原子力に頼らない電気が必要だということで、これに真っ先に手を挙げるという鮫川の大胆な盛り上がりはすばらしいと思いますが、それに従って、今、売電の値段も下がり始めております。それで、業者がちゃんと手を挙げてくれるのかというのが心配です。その点について、お伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、先ほど申し上げました修明高校鮫川校の下の駐車場の利用ということですが、道路の拡張の話が今出ました。確かにそういったヘリポートの基地になりますと、そういったことも必要になるかと思いますが、あの山際のほうに計画をさせていただきました。

あの駐車場は今のところ、それほど利用頻度は、入学式、卒業式当時には、結構、満杯になっているようですが、あそこなくとも、倉庫を一部利用させてもらっても、それほど不都合はかけないのではないかと思います。もう一度学校側との話し合いは、坂本議員のご指

摘の内容で話をさせていただきたいと思いますが、大体、内諾はいただいております。

もう一つ、太陽光発電の青生野であります、実はいろいろ検討させて、民間の事業者、鹿島建設が1回手を挙げたことがありましたが、面積がちょっと足りないために20メガほどの発電しかできないということになりました。20メガですと売電するのに、あの場所から売電地が一番近いのは埴町の工業団地だそうです。そうすると、あそこまで持って行くのに億単位の電柱の利用、設置がかかる。費用対効果を考えましたときに、20メガではちょっと足りないから30メガくらいないとだめだなというお話をいただきました。30メガですと、約50ヘクタール必要になります。

こういったもので新たな補給地の買い上げ、実はあの協業組合でも30ヘクタール持っています。そしてこの土地が30ありますと、あと村の土地が10ヘクタールほどあります。80ヘクタールを超す面積になるのではないかと思います。

そのほかに、昭和55年に牧野として開発したのが、あの当時170ヘクタールあるんですね。この170ヘクタールの、今、利用はどうなのか。恐らく今度の放射能、原発事故により、この牧野は全て利用できないと思います。ですから、170ヘクタールのそういった牧野がある、こういった土地を有効に利用すれば、100メガくらい、それこそ東洋一のメガ発電を誘致できるのではないかと思います。

こういったところで、事業所さん、これは会社の名誉もかかっていると思います。いろいろな事業所をこれから希望者を募っていきたいと思いますので、それぞれ議員の皆さん方、今やっているのは鹿島です。鹿島では20メガしか取れないから、ちょっと無理だなというお話をいただきました。

今度の面積、国有地を買った時点で、また再度交渉していきたいと思います。

あと、セクションなんかでも、宗田議員、始まったんですね。田人カントリーを手を挙げたのがセクションなんだそうです。

こういったクリーンなエネルギー、要するに原子力産業にかかわったエネルギーに手を挙げると、おっ、優秀な企業だな、先のある明るい将来が見える企業だなと、そういう評価をいただけるそうですから、そういった企業にどんどんお願いをしながら、ぜひ青生野地区の復興といいますか、遊休農地の解消を図っていきたいと思いますので、ご協力いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 3番、前田雅秀君。

○3番（前田雅秀君） 関連で一つお願いをいたします。

今、村長さんが答えたように、修明高校、ご存じのように、皆さんに、関係各課にお願いして、生徒さんを少しでも多くということで、存続の危機にあったことは当然でございましたが、これは存続希望になりました。当然、生徒さんが入学してくれるということで、そういうことをお願いしておきながら、この駐車場を若干ね潰していくと、潰すというか狭めるということに関して、行政として真逆なことではないかというふうに考えるところでございます。

また、駐車場に関して、先ほど言われましたように、山峡祭は皆さんが物すごく楽しみにしているところでございます。そうすると駐車場も若干足りないのかなと、あのときは結構人が集まるんですね。そういうことも考えてもらいたいなということでございます。

また、あそこは湿田でございましたよね。そこを埋めたということでございますので、3.11のこともございますが、地盤沈下、それから液状化ということについても、かなり心配な面があるのかなということでございます。そういう地はほかにも当然あることでございますから、せっかく修明高校が頑張っ、村のシンボルとして、これからも村で背中を押してあげようというときに、真逆な政策をとるのはいかがなことかと思いますが、その点について村長、お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3番、前田議員のあの場所に再検討というお考えですが、確かにご指摘されると、あそこは湿地帯であります。田んぼに盛り土したところでもありますので、耐震性はどうかと言われると、そのとおりであると思います。

あと、せっかく三十数名の子供たちが選んでくれたということで、その辺、村の施設指導なんだというが、その辺も、学校側と、私、先ほど相談すると申し上げたんですが、この地震対策はそのとおりであると思いますので、再検討させていただきたいと思います。

なお、議員の皆さん方も村有地のそういった場所がありましたら、ご提案いただければと思います。どうしてもないときには、あの場所もやむを得ないのかなと思いますが、確かに水田を盛り土した、そういった土地だったんですね、その辺、再考させていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 今、村長の答弁の中で、場所の再検討をするというような答弁がございましたので、実は私の考えも述べさせていただきたいなと思うんですが、いいですか。

○議長（前田三郎君） 発言は簡便にお願いします。

○7番（星 一彌君） わかりました。

今、その倉庫を計画しているあの駐車場というのは、確かに、もとは田んぼの跡で、軟弱な地盤で、まして、あの3.11のことを考えれば、当然、やはり不安が募ってくるのではないのかな。

そこで一つ提案したいんですが、産業厚生委員会からの提案者も一部申し上げました。ヘリポートというのは村民運動場が予定されておるようです。

どうでしょう、手・まめ・館側の土を取って、あそこにつくるという案はいかがでしょうか。というのは、あの今の運動場もかなり湿気を持っているんですよ。多分あそこは排水してやるような計画があると思うんです。あのヘリポートを作る予定地ね。あそこを土盛りして、あそこにヘリポートをつくってもいいですから、その残土を取ったところに、手・まめ・館にも近いし、その倉庫を建設してはいかがかと思って質問いたします。

○議長（前田三郎君） ただいまのは自己意見を述べると、これは提言でありますので、質問に当たらないのかと、そういう気がします。

7番、星君。

○7番（星 一彌君） 提言に値しない、それはどういう意味、今、村長が提案したから、それに対する質問ですよ。聞いたんですよ。それが当たらないというのはどういう意味なんですか、ちょっと理解し得ないんですが。

○議長（前田三郎君） これは議題となっている事件の内容から離れたのかなと、そういう気がしております。それで、村長としては、あそこを坂本議員、そして前田議員から質問のあったことについては、結局、検討していくということであったものですから、これを再度また繰り返しになるのかなとそういう気がしたものですから、今のような私の発言になったわけであります。

7番、星君。

○7番（星 一彌君） 村長がそういう提案を出したから、出したからあそこを建てるというんだらまた違った質問をするんですよ。場所を検討するというから、そうですから、ヘリポートもつくることですから、そういう関係で質問をしたんですが、これは通らないということですか、その問題は。

○議長（前田三郎君） はい。私からすれば、内容が外れたのかなということで、私から述べたことであります。じゃ、村長。

○村長（大樂勝弘君） 済みません、7番、星一彌議員の質問にお答えをさせていただきます。

星議員がお話されたのは、村民運動場のヘリポートということであります。このヘリポートは、修明高等学校と鮫川中学校の生徒の野球の練習場になってるんですね。2面と普通やってるんです。ですから、あそこをヘリコプター基地にすることによって、農業資材の倉庫が入るんです、農業資材じゃなくて、緊急時の資材倉庫が。トイレ側、学校校舎側です。これは当然あまり狭くしても問題があるかなということで、下に配置をさせていただきました。ただ、下ですと、今言ったように湿地帯だったものですから、これは再検討する。まず、村民運動所は排水を今度改良しましてヘリポートの基地にするんですけども、ヘリポートの基地にしながら、実際には修明高等学校、鮫川中学校の野球の練習場でもある。ですから、あのグラウンドはあまり狭くしたくない。一つは緊急時の資材倉庫として緊急食料の物資を入れたり、あるいは緊急時の必要な資材、防災器具資材が入る資材倉庫が建っています。そういうことで、あの場所でない場所をできれば提案していただければと思います。

○議長（前田三郎君） 12番、坂本君。

○12番（坂本忠雄君） ありがとうございます。

今、村長がお話ししたとおり、青生野に対しまして、あそこにやはり最終的にきれいにし、そして観光的なものをつけ加えながら、そういう発電をつくるということは、これはすばらしいことだと思いますので、いち早く進めていただきたいと、こう考えます。

また、今、備蓄倉庫、問題ですが、星議員のほうからも出ましたが、それちょっととんだ話になりまして、あそこさ建てるのではなくて、手・まめ・館のほうから、あそこさ、山を取っちゃって平らにしてやったらいいべという話を言ったはずなんだわな。そうすれば広がるし、排水もなるし、そうすつと場所的にもいいじゃないですかという、その提案なんだ、提案。だからそれもこれからの考えの一つとしていただければ幸いです。そして、よりよくみんなのためになるような施設を努力して頑張っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（前田三郎君） これで代表質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案35号 平成25年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案36号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成25年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後3時まで休憩します。

（午後 2時50分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時00分）

◎請願について

○議長（前田三郎君） 日程第42、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、及び請願第2号 地方財源の確保を求める意見書提出の請願についての審査結果についての報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○11番（前田武久君） 総務文教常任委員会に付託されました請願についてご報告を申し上げます。

事件名、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本請願については、3月8日午前9時50分

から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。最低賃金制度は非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保証するもので、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て福島県最低賃金は時間額で664円となっており、全国水準31位と全国でも低位であり、実態に見合った水準の引き上げが必要と意見が一致、採択と決定いたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

次に、請願審査結果報告。

事件名、請願第2号 地方財源の確保を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本請願については、3月8日午前9時50分から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。不採択と決定しました。

理由。国・地方とも厳しい財政状況の中で、国家公務員の給与引き下げに伴い、地方交付税の削減が閣議決定された。ラスパイレス指数によると、福島県内自治体職員は指数を上回っており、削減の要因は給与水準の平準化への反映目的もあり、不採択と決定いたしました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号 地方財源の確保を求める意見書提出の請願についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

この請願は委員長の報告とおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり不採択することに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 3時06分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時07分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての1議案が、11番、前田武久議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項についての閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第1回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 3時15分）

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 宗 田 雅 之

署 名 議 員 前 田 雅 秀